

厚岸町議会 平成19年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成19年3月15日

午前10時00分開会

- 委員長（室崎委員） ただいまより平成19年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

昨日の予算審査特別委員会において、議案第1号 平成19年度厚岸町一般会計予算、3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費の8番、音喜多委員に対する答弁の一部を訂正いたしたく町長から申し出がありますので、これを許します。

町長。

- 町長（若狭町長） 昨日の予算委員会における後期高齢者医療に関する8番、音喜多委員の質問に対する私の答弁のうち、「民法では」を「国連の定義では」に訂正をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

- 委員長（室崎委員） それでは、昨日に引き続き、議案第1号 平成19年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

予算書の127ページ、3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費より進めてまいります。

4目ございませんか。

7番。

- 中屋委員 真竜保育所の平成19年度の児童数を教えてください。

- 委員長（室崎委員） 福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

平成19年度の児童数でございますが、4月1日本日現在の申し込み状況は、合計67人となっております。

- 委員長（室崎委員） 7番。

- 中屋委員 これはもちろんこれから入所する人方を募集するということだと思うんですが、それはそれでいいんですけども、私がお聞きしたいのは、平成18年度の当初予算から見ると、臨時職員が平成19年度は1,302万6,000円、平成18年度は600万5,000円と急に700万円ぐらい増額になっておりますが、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

まず、保育士の人数でありますけれども、去年は当初7名という形で職員を見ておりましたけれども、今年10名という形で当初、予算編成をさせていただいたわけですが、去年の予算では、そのうち臨時職員1名の計上、平成19年度につきましては、4名の計上をさせていただいております。これにつきましては、これは毎年、入所児童は、この時期にはもう既に申し込みを終わっている状況になっております。そこで今年はゼロ歳児、さらに1歳児が早くから申し込みがあって、この分、当初から予算措置をしておかないと適切な保育ができない状況になる関係から、この部分の保育士の増加、3名分で1人大体250万円程度でしょうか、そういう形で増加というふうになっているところでございます。

●委員長（室崎委員） 7番。

●中屋委員 平成18年度は、0歳児から1歳児というんですか、それが何名だったんですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 平成18年度現在、真竜保育所の総数につきましては、71名となっております、そのうちゼロ歳児が現在3名、1歳児については9名という状況になっております、そこに保育士を3人配置している状況でございます。

●委員長（室崎委員） 7番。

●中屋委員 それでは、私の聞き違いかしらんけれども、今年の場合は早くから10名の申し込みがいるということで、予算をつけたということで理解していいんですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 申しわけありません。これは真竜保育所に限らず、保育所予算につきましては、新年度予算要求時、つまり前年の12月の時点で、次年度の入所予想を係で計算をさせていただきます。これに基づいて次年度の予算要求を行う中で、具体的な人数を提示するわけですが、この中では、これまではこの数年はゼロ歳児、1歳児ですね、あるいは障害のあるお子さん、こういったことは事前には察知できない状況がございました。そういったところで、年度当初では去年と今年では3人減なんです、実は平成18年度においては、9月補正、そういったところで、年度途中に児童が増加してきます。大体1年間に保育児童は30名から40名ほど、4月1日から3月31日までの間に増加します。これに対応するために、補正によりまして保育士賃金の試算をつけていただいているんですけれども、これが今年度は当初からその予測が立てられました

ので、その分、当初予算に先に予算措置をさせていただいているという状況になっておりまして、先ほど10名と申しましたのは、保育士の数が10名ということでありまして、それと偶然にもゼロ歳児1名、それから1歳児9名、ここもちょうど10名ですね、ここにもちょうど保育士3名が必要になると、そういう状況でございます。

●委員長（室崎委員） 7番。

●中屋委員 それでは、平成18年度はゼロ歳児が3名、それから1歳児が9名と先ほど言いましたね。それと前年度は補正でもって出してもらったんだけど、今年度は初めから当初の予算でもって組んで、それを足してこの予算にのせたんですよということですね。そして今年は臨時職員4名ですか。前年度は1名で、今年度は4名、その分この702万1,000円増額になったということで理解していいんですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） まず、児童の数並びに臨時職員の数、いずれも委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

他に4目ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

135ページです。5目児童館運営費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 次は141ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費、ありませんか。

12番。

●谷口委員 公衆浴場の経営助成、これが19万3,000円減っているんですが、これはどういうことなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

この公衆浴場の町の助成でございますが、町で補助要綱を持ってございますが、その中で、実は北海道から直接公衆浴場へ交付される直接の補助金がございます。その補助

金が平成17年度までは39万3,000円でした。それと道の補助金と同額とするというのが町の補助基準でございます。と申しますのは、実は道の方の補助要綱が、町が道と同額の補助金を出さなければ、道も補助金を出さないという道の基準になってございます。そういう前提がございまして、町のそういった補助の基準になっているということでございます。

それで、平成18年度の当初は、委員おっしゃられますように39万3,000円という計上をしてございました。ただ、道の平成18年度における補助要綱の改正が、平成18年度の途中で行われたと町の方に伝わってきたということでございまして、その補助金自体は昨年未の末に道が交付されているということで、この件に関しましては、平成18年度の補正予算の段階で、町の方の補助金も20万円ということで減額させていただいています。

ですから、平成18年度から既に町の補助金も道の補助金も20万円になっているということで、それを前提にして、平成19年度の補助金の計上を20万円にさせていただいているという内容でございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 道の補助金が減額されたということなんですが、これは要するに1浴場あたり20万円なら20万円ともう決まっているものなんですか。それとも地域の浴場の経営状況に合わせた補助金なんですか。どういうものなんですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

道の補助基準でございますが、いわゆる経営を安定化させるために、公衆浴場の規模に見合うだけの実利用人員がいるかどうかというのが、一つの判定基準になってございます。その中でランクがあるわけですが、最高ランクが従来は39万3,000円でしたが、それが最高ランクが20万円に道の補助基準が変わったということでございます。

ということで、道の方も昨今のいろいろな制度の見直し、行財政改革の中で進められているようですが、そういった事情も背景にはあるようでございます。そういったことで平成18年度に見直しがされたという内容でございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 地域の公衆浴場の経営安定のための補助金ですよ。そうすると、今回道がこのように決めてしまうということで、要するに道は、市町村の助成に当たっては、同額でなければならないという基準のもとに出している。ですから、それに従って厚岸町も、それに合わせて減額をせざるを得ないんだということなんですね。

それはやっぱり考え方としては、道の考え方が変ではないのかなというふうに思うんですよ。厚岸町の公衆浴場として、地域の公衆浴場の果たしている役割、こういうもの

をさらに悪化させる、経営を悪化させる状況になっていくし、利用者に対しては、結果的にもし経営が成り立たなくなれば、最終的には浴場経営もやめざるを得なくなってしまう、そういう状況に追い込んでしまうのではないのかなというふうに思うんですよ。厚岸町の場合は、他にそれにかわるような温泉施設だとかそういうものがあるわけではありませんから、たった1軒しかもう残っていない公衆浴場を、やっぱりきちんと守っていくということが大事ではないのかなというふうに思うんですよ。そういう点では、道の決まりというか規則の縛りをかけてしまうということは、それぞれの町村の自主判断も、やはりきちんと求めていくべきではないのかなというふうに思うんですが、その辺ではどういうふうになっているのかお伺いをいたします。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

委員おっしゃられるように、道の補助要綱と同額を町がまず決定をしなければ、道も出しませんよという道の補助基準になっているということに対しましては、おかしいと言われれば、そういう側面もあると思います。

ただし、道の補助金をいただかなければ、町が出さなければ道も補助金がないということでございまして、道の補助金をいただくことによって公衆浴場の経営の安定に寄与するという側面がありますので、それに現状としては倣うしかないかなということが一つはあります。

それともう一つは、公衆浴場側の経営努力ということもございまして。そういったことで、平成18年度でこういった見直しがあるということをして道からお聞きしたということで、公衆浴場経営者の方とお話しさせていただいていますが、従来は月3回、3のつく日を定休日にしておりました。これは9月までです。その中で曜日によっては利用客が極端に減る曜日があるということでございまして、お客さんが来なくても来ても、同じようにお湯を沸かす、ボイラーを使う、燃料を使う、電気を使う、水道を使うという部分はあるんですけども、極端に少ない曜日があるということで、その経費としてはかかってしまう、ただし収入が少ないという状況が、今までの経営の中でわかったということでございまして、その曜日が水曜日と土曜日が極端に少ないということで、この部分を定休日にするということで、昨年10月1日から浴場側でそういう努力をして、今回の道の補助金減額に対応して、経営を安定化させるための経費削減の努力もしているということで、この部分については浴場の利用者の方からは、そういった意味では週2日の休みになったわけですが、その曜日については利用者が従来から少なかったということで、一定の理解は得られているというふうに聞いてございます。

今後におきましても、公衆浴場は町内には1軒しか今残っておりません。ですから、この公衆浴場につきましても、なくなればかなり影響が、利用している方にとってはとても困る状況になるわけですから、今後とも公衆浴場の経営支援につきましても、町としても対応してまいりたいというふうに考えます。浴場側の経営者とも、今後につきましても検討を進めながら対応してまいりたいというふうに考えますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 経営に当たっては、やっぱり経営者の努力というのは当然していただかなければならないし、工夫もしていただかなければならないというふうに思うんですよ。

ただ、町民にとっては唯一の公衆浴場ですよ。そうすると、結果的にこの施設がなくなることがどんな影響を及ぼすのかということ、やっぱりきちんとつかまえていかなければならないし、これから鮭鱒だとかサンマだとかの最盛期を迎える中で、それに対応したものでなくてはならないと思うんですよ。そうすると、やはり厚岸町にどうしてもこういう施設を残していただくような対応を、きちんとしていただかなければならないと思うんですよ。

ですから、私は道の補助要綱というか、こういうものをやはり改めていただくことも、同額でなければ補助をしないという、そういう考え、縛りというのは、とっていただくような対応も、やっぱり地域によっては必要なところもたくさんあるのではないのかなというふうに思うんですよ。何か上から言われたら、もう何でもはいはい、やらなければならぬというのは、私は変だと思うんですよ。ですから、そういう対応については、きちんとしていただきたいというふうに思いますが、もう一度お願いをいたします。

あと、有害動物だとか病症媒介動物だとか、これらについては前年度と同額の予算なんですけど、これらについてはどういうふうになってきているのか。

ただ、ちょっと気がかりなのは、畜犬登録、狂犬病予防、これが前年度から見ると予算で5万円ぐらいかな、減額になっているんですけども、この要因はどのようなことなのかお伺いをいたします。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、公衆浴場の利用につきまして、今後、鮭鱒等で利用者がふえるのではないかとのご質問でございます。それにつきましては、漁港施設内にそういった乗組員用の浴場も整備されてございます。そういったことも含めて、あとは公衆浴場の定休日のお知らせという部分も、そういった乗組員の方々にする必要はあるだろうというふうに考えます。そういった状況の中で周知を図るという状況の中で、関係課、それから浴場側との連携を持って対応をしてみたいというふうに考えます。

それから、道の補助要綱についてでございますが、公衆浴場に限らず、昨今の道政、財政再建の名のもとにいろいろなものが削減されてきていると。道が行う道民サービスの部分についての財政的な減額が、こういった経常的な部分にまで及んでいるという、その一つの事例として、公衆浴場もそういった見直しになったのではないかなというふうに考えてございます。かなり道も財政改革には必死であるということが、道の担当の方からも伝わってきておまして、この部分については、我々としてもいかんともしたい側面はございます。

ただ、こういった公衆浴場という特殊性をもっと理解してもらおうという努力は、引き続き道の方に伝えていきたいというふうに考えます。

それから、有害動物、それから病症媒介動物の予算の計上でございますが、これは有害動物につきましては9万6,000円、昨年と同額でございます。これにつきましては、山間部のノイヌの駆除対応ということでございまして、1頭当たり6,000円ということで考えてございます。それから病症媒介動物につきましても、昨年と同様4万8,000円ということで、これにつきましては野ギツネの駆除ということで、エキノコックス症を媒介する野ギツネの駆除、これにつきましても1頭当たり6,000円、同額を計上しているということでございます。

それから、畜犬登録、狂犬病予防につきましては、昨年度の当初予算は31万5,000円ということでございますが、今年度は26万5,000円になってございます。これにつきましては、まずこの中で消耗品でございますが、畜犬登録等にかかわる消耗品関係を、経費削減の折ということで減額してございます。この部分が3万5,000円ということでございます。それ以外に狂犬病予防注射済み証交付委託料というのがございます。これにつきましても、狂犬病の予防注射を委託しているわけでございますが、その部分につきましては、昨年度、それから従来の予防注射の交付の実績に合わせて当初予算で計上しているということでございまして、この部分につきましては、前年実績では当初は15万1,000円でしたが、補正の段階で13万9,000円ということで、今回計上させていただいております当初予算と同額ということで、平成18年度の補正の段階で減額させていただいているということで、平成18年度ベースで当初予算を計上しているということでございます。

ただし、予防注射につきましては、管内的にもデータは持っておりますが、管内では平均的には登録数の7割程度が平均値でございますが、厚岸町は高い受診率がありまして、8割5分という管内でも一、二位の順番にあるぐらいの高い受診率になってございます。そういった状況の中で勘案して、計上しているという内容でございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 予算の説明についてはわかったんですが、ノイヌ、あるいはキツネ、これらの駆除だとか、そういう実績を聞いたかったんですよ。6,000円についてはわかっているので。

それと、狂犬病対策なんですけれども、狂犬病については、これは要するに飼っている犬とか、うちの中で飼おうが外で飼おうが、散歩だけ外に出そうが、そういうものすべてが対象ですよ。そういう点では、今ペットブームなんですけれども、逆にある意味ふえているのではないかなという気もしないわけではないんですが、そういうあたりはどういうふうに見ていますか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、有害動物ということでノイヌの駆除頭数でございます。これにつきましては、平成18年度は残念ながらゼロという頭数でございます。それからキツネにつきましても、

ゼロという数字でございます。ちなみに平成17年度はノイヌが8頭、キツネも8頭という数字でございました。

この理由でございますが、実はノイヌもキツネも銃でしとめるということで、有害動物駆除という特別の許可をいただいて駆除いたします。ただ、この駆除申請をしても、実際にしとめていただけるハンターが活動をしていただかなければ、しとめることはできないという事情がございます。それで実は平成17年度までは、それを専門にやっていたハンターがいたのですが、平成18年度につきましては、個人的な理由でございまして、ちょっとそういう活動をやめられたということでございます。対象がノイヌ、キタキツネということで非常に動きが俊敏であると。それからしとめるのに時間がかかるというんですか、いわゆる人の気配を非常に敏感に察知する能力があるものですから、ちょっとエゾシカの駆除とは違うという状況がありまして、なかなか、何度も猟友会にもお願いしているんですが、対象物もノイヌではありますけれども、愛犬家であれば、ちょっと嫌だとかそういう事情もあります。そういったこともありまして、平成18年度は残念ながら現在ゼロという数字でございます。

ただ、これにつきましては、町の方でも野犬掃討ということで全町域対象にしてやっているわけでございますが、ノイヌというのは、生まれながらにして山野で自活しているイヌ、片仮名で「ノイヌ」と書きます。それで野犬掃討、野犬というのは漢字で原野の野に犬と書いて「野犬」と書きますが、法律上は区別しているわけでございますが、山間部ではそういった野犬、あるいはノイヌ、そういう集団化している犬を何とかしてほしいという要望がありまして、町の方では野犬掃討という形で行ってございます。この数字が山間部では27頭、町の直営で捕獲してございます。この中に多分ノイヌと思われるものも入っているというふうには思っていますが、入ってしまった犬を野犬かノイヌかというのは非常に判断が付きにくい部分もございまして、そういった状況で平成18年度は27頭捕獲しているということもありますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。この対応については、引き続き私どもも猟友会に相談申し上げながら対応していきたいというふうに考えてございます。

それから、狂犬病の予防対象でございますが、委員おっしゃられるように、どういう飼い方をしている犬であっても対象になります。ただ我々も、約1割5分ぐらい予防接種されていないという方についても、再度受けるようにという通知も出してはいるんですが、受診しない対象は、やっぱり座敷犬ということで、ほとんど家から出さないと。ということは、これは飼い主の方が思っている状況でございますが、ほかの犬と接触しないということで、狂犬病には感染しない、感染しづらいという状況の判断のもとで受診していないという側面もあるかなと思っています。それと、あとは高齢、病弱な犬も、間もなく死期を迎えるということで、予防接種による障害、体が弱いわけですから死期を早めてしまうと。そういった犬は、やっぱり予防接種できないという状況もあります。こういった2つが大きな要因としてあるのかなというふうに考えてございます。

それで、狂犬病につきましては、昨年度、東南アジアの方に海外旅行した方が、国内に帰ってから発症したという例が新聞で報道されたところでもあります。国内におきましては、人間の発症例は昭和31年以来ないということ、それと犬の発症例では、昭和33年以来発見されていないという状況もございまして、かなり日本の国内では、この病気につ

いてはそれ以来ないわけですから、予防対策がかなりしっかりしてきて、国内で感染するという事は、ほとんど考えられないというふうにも言われております。ただ、海外旅行等人の行き来、それから国内に持ち込まれる動物もあるかもしれません。そういった状況の中で感染するという事は、大いに考えられることでもあります。

そういったこともありますので、この対応については引き続き行っていくと、いくべき必要があるというふうになってございますので、本町におきましても、引き続きこういった情報を得ながら対応してまいりたいというふうに考えますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 媒介動物等については、わかりました。

やはり狂犬病については、今、課長がおっしゃったように、やはり人の往来がだんだん激しくなってきましたよ。そして厚岸町には入港しませんけれども、根室だとか稚内だとか、そちらの方にはロシアの船が入港して、その船には必ず犬が乗っているというようなことで、それが港の中でうろうろして、結果的に船に乗らないで、船だけが帰っていくというようなこともあるようですけれども、そういう中での病気の媒介というのが、やはり心配されると思うんですよ。

そういうことからすると、やはり予防接種については、さらなるPRが必要ではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まさしく委員おっしゃられるとおりでであると思っております。予防接種する段階では、飼い主の方に個々に通知申し上げて接種を呼びかけていると。それから町内での接種場所を決めて行っておりますが、その後どうしてもやむを得ずその日時、場所に来られない方には、臨時に予防接種等も呼びかけて、再度お願いもして、やっているところであります。長らく発症がないから安全だと言い切れないと。国際的な行き来の中で感染する可能性は否定できないということもありますので、引き続きそういったことも含めて犬の飼い主の方にお伝えしながら、対応してまいりたいというふうに考えますので、ご理解願いたいと存じます。

（「はい、いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1目、他にございますか。

8番。

●音喜多委員 今言われました公衆浴場の関係について、道の都合でそういうことを言わ

れてもという感じがしないでもないんですね。町内には本当に今言われているように、以前にも多く議論して、町内に2店ほどあったんですが、やはり町内に温浴設備のないこの地域では、どうしても公衆衛生の観点から、確保していかなければいけない施設だというふうに私は思うんであります。そういった意味では、道に対して強く働きかけるとともに、そういう縛りというか、道も町もということになるわけでしょうけれども、道の規定がどうのこうの以前に、町もしっかりそのことを考えて、独自の施策をとるなり、そういうことを考えないと、今言われているように水・土が休みにされているということであれば、本当に先細りの状況になってしまっているというふうに見受けられます。

そんな意味では、もう既に議論されていますので多くは言いませんが、ぜひ道に対してそのことを強く申し上げ、そして町もまたこの対応について、独自にもう一度考え直していただければなというふうに思いますが、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

再度の同様のご質問ではございますが、道の補助金の削減の部分、確かに我々にとっは大変厳しい内容であると。厚岸町の公衆浴場を守るためには、厳しい内容であるというふうには感じます。町の補助金を交付しなければ道も交付しないという要綱についても、どうして独自の部分がないのかという部分も、委員おっしゃられるとおりでございます。

ただ、それにも増して、町も独自の対応をとるというご意見もございますが、これにつきましては、町内唯一の公衆浴場でありますので、この経営が順調にいくようにということは常に配慮しながら、これからも対応してまいりたいというふうには強く思っております。そういった中で、経営側の努力ということも、これは商売の部分でありますので、当然求めていく部分もございます。そういった中で、あとは利用者の利便性という、こういう3つの視点がこの公衆浴場には求められるかなというふうに思っておりますので、そういったことを総合的に勘案しながら、対応してまいりたいと存じますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1 目衛生予防費、他にございますか。

6 番。

●佐藤委員 浴場の話ばかり聞いていたら突然思い出しました。昨年オープンしましたあそののスーパーさんなんですが、何か漏れ承るところによると、公衆浴場なのかスーパー銭湯なのか、あるいは温泉なのかよくわかりませんが、そういう経営をするんだ、あるいはしたいんだ、やるんだ、やりたいんだという話を最近漏れ承るんですが、そういうお話というか情報というか、そういうお話は聞いたことはございますか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

そこを使ってやりたいんだという形の方向というか、そういう考え方を持っているという形で一応相談に見えられました。例えば排水をどうするとかいろいろな形も含めて、そういう形で相談がありまして、こちらにあるべきそういう内容については、すべて説明を申し上げます。

いずれにしても、あとは相手方の方でさらに検討してみますという形で、その状況で終わっているという形でございます。

●委員長（室崎委員） 6番。

●佐藤委員 そうしますと、まんざら何かうわさというか、人の話だけではないんですね。そういう形で役場の方にも見えられて、いろいろなお話を聞いていったということになれば。なるほどね。そうしますと、そのやりとりというか、顔色というか、その中で意欲的にそのお話を聞かれていたのか、あるいは参考程度で聞かれたのか、感触で結構なんですけれども。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 町側としては、ぜひ住民の健康増進のためにも来てほしいという思いを持ちながら対応したと。ただ、相手方も経営という形の中で考えたときに、厚岸町の人口と対比したときにどうなのかというようなことも含めて、つくる施設に対しては、やっぱり交流人口という形で、他からもという形のことの可能性のこともいろいろお話しはしましたけれども、最終的には経営側というか向こう側の方の判断によるという形になると思います。

（「結構です」の声あり）

●委員長（室崎委員） いいですか。

1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

2目健康づくり費。

14番。

●田宮委員 健康づくり費について2点ほどお伺いいたします。

1つは、母子保健であります。今年は委託料357万5,000円見られまして、1歳6カ月

・3歳児の健康診査、それから妊婦・乳幼児の健診、股関節脱臼検査、フッ素塗布検査というふうにやられるわけでありますが、対象がどのくらいあるのか、その辺についてお伺いしたいのと、それからこれは毎年やっておられるんですか。それとも隔年とか何年に一遍とかということなんですか。そのことについて、まずお答えください。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げたいと存じます。

1歳6カ月、それから3歳児健康診査の関係でございますが、1歳6カ月健康診査でございますが、この部分につきましては、その時点でその年齢に達した方というようなことをご案内を差し上げるわけでございますけれども、例年100人程度を予定しているところでございます。それを年に4回のサイクルでもって健診を実施する、そういう形で進めております。また3歳児健診につきましても、同様の考え方もって、ほぼ同程度の人数を想定しているところでございます。

それから、妊婦・乳幼児健康診査委託料の関係でございますが、この部分につきましては、乳幼児健診につきましては100件、それから妊婦さんの健診につきましては90件を見込んでいるところでございます。

それから、股関節脱臼検査委託料でございますが、この部分につきましては、町立病院で75件、それから東北北海道病院でもって25件、合わせて100件を見込んでいるところでございます。

どの健診につきましても、対象者はその時々の方々ということになりますけれども、毎年実施をさせていただいてきたものでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 実施の回数はわかりましたが、1歳6カ月、3歳については4回、100人ほどの方が受けられるというようなことですね。それから妊婦・乳幼児は、それぞれ90件、100件というふうにやっておられるわけであります。

それで1つは、実施をされて、特徴的な問題点とか、あるいはあなた方が、そういうものが終わって、担当で論議をして、どうだったこうだったと。それを参考にして来年はこうやるとか、いろいろな問題が出てきてやっておられるのではないかと思うんですが、そういうことで特徴的なことがあれば、お聞かせいただきたいということになります。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お尋ねの特徴的な点ということでございますが、1歳6カ月・3歳児健診、この部分につきましては、健診が終わりました後で、母子ともに状況がどうだったのかということにつきまして、1件ごとに検討を行わせていただきまして、その中で今、育児に困っている状況など、どのような訴えかけがあったのか、それ

に対して、保健師、栄養士、そういう集団としてどういう対応をしていったのか、また今後いくべきなのか、そういうところについて共通認識を持たせていただきます。

またもう1点は、今、児童虐待というようなことが心配される状況もございますので、そういう兆候が健診の中でないのかどうなのか、あるいは将来そういうことが顕在化してくる下地といたしますか、そういうものが存在しているのかいないのか、そこら辺のことを保健師がチェックをした中での判断で、少し先の方で支援が必要だというグループがあるのかなのか、そういう判断をさせていただきまして、支援が必要であれば、定期的な訪問を行う、あるいは気分転換でもって乗り切れるというような状況の方については、子育て支援センターの利用だとか、そういうような町が持っていますいろいろなサービスをきめ細かく説明をさせていただいて、そちらの利用につなげる中で、意識的に余裕が持てるような状況が持てないかどうか、そういうような検討を行いながら、指導を行っていくというようなことで対応しているところでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 こういう健康診査をやられて、ただやってそれで終わりではなくて、今ご答弁にあったように、その中で特徴的なことが何なのか、問題点がないのかどうか、そういうことをよく話し合われて、今後の町民の健康を守る、そういう視点で政策を立てるとか、次には何を実施するかと、そういうことが非常に大事だというふうに思います。

そういう方向でやっておられるということでございますので、ぜひそういう点に意を使って、ただ健康診断をやればいいんだと、それで終わりだということではなくて、そういう中から問題点をつかんで、町民の健康を守るためにどういう手を打つのか、そのことが大変大事だと思います。そういうことをやっておられるということで、心強く思うわけではありますが、今後ともよろしく願いいたします。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） ご質問者おっしゃられますとおり、やりっ放しの健診というようなことにつきましては、私どもそういう対応ではいけないというふうに思っております。母子保健だけでなく、一般の健診につきましても、同じような視点できちんと継続した方向でもって対応をしていきたいというようなことで考えているところでございます。今後ともそういう方針でもって、可能な限りきめ細かな対応ということで進めていきたいというふうに思っております。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 今の点はよくわかりました。

では、もう1点、この目の中にありますのでお伺いしますが、一番最後に難病患者の居宅生活支援と。額は1万5,000円ありますが、対象者は何人ぐらいおられますか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

これまで町でやろうという体制をとってから、これまで利用実績がないという状況になっております。

（「いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

8番。

●音喜多委員 がん予防保健でお尋ねしたいというふうに思います。

がん検診の委託料が今回多少ふえてございますが、現在のがん検診の受診者というか、その数の増によるものなのか、あるいはがんの検診の対象、がんの種類ですか、それらをふやしていく考え方でもってこういう増額要求なのか、その内容についてお伺いします。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） がん検診につきましてのお尋ねでございますが、確かに128%増という状況で今年度計上をさせていただきました。実は子宮がん・乳がん検診の部分で昨年よりも件数を多く見ているという状況がございます。子宮がん検診、昨年度は80件、それが今年、平成19年度は150件、それから乳がん検診につきましては、60件でありましたのが、110件ということで見させていただいております。

実は、子宮がん、乳がん検診の部分でございますけれども、平成17年度の法律改正等々によりまして、毎年の検診であったのが2年に1回の検診になったという事情がございまして、初年度、平成17年度は150件程度というような状況で高かったわけですが、2年目の平成18年度につきましては下がったと。それで2年たって受けられるという状況なものですから、平成17年度と同じ水準の方が受診をされる。そういうようなことで件数増を見込ませていただいております。それが増額の要因でございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 わかりました。金額的にはそういう要因でもって今回ふえるだろうという予測を立てていらっしゃるということですね。

それで、今現在やっております肺がん、胃がん、大腸がん、そして今言われている2つの婦人がん、あるいは成人病ということ厚岸町はやっておられますが、全体的に受診者の数というか、その傾向としては、高齢化、あるいは人口も減っているわけですが、その絡みの中で、どういう方向性に行っているというふうにとらえておりますでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

基本健康診査を行いますときに、胃がん、肺がん、大腸がん検診も、あわせて実施をするというような形で進めさせていただいているところでございます。件数的に見ますと、平成17年度の実績でございますと、基本健康診査は739件でございますし、胃がんの検診につきましては640件、肺がんにつきましては684件、大腸がん検診につきましては675件という状況でございました。平成18年度につきましても、ただいま集計中でございますけれども、ほぼ同様の傾向かなというふうに見ておりまして、平成19年度につきましても、横ばいでもって私ども考えているところでございます。

ただ、将来的なことを申し上げさせていただきますと、町政執行方針でも触れてございますが、平成20年度以降、この検診のあり方につきまして、進め方が変わるといようなことが言われております。今現在700件を超える方々の検診から、大幅に検診の受診者をふやそうという国の政策がございまして、それぞれの保険に入られている方々の当面は6割の方々に受診をしていただく、5年後には保険加入者の8割に受診をしていただくというようなことが言われております。そうしますと、現在の700人から、国保であれば3,000人から4,000人の方々が対象になってくるというようなこともございまして、そういうところについての対応ということが、平成19年度中に私どもで準備しなければならない部分になってくるのかなというふうを考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 質問しようとしたことが先に答弁されたような形でございまして、ご存知のとおり国が国民のがん対策に対して力を入れて、一つの1項目として国は力を入れようということでもありますので、今までの過去の町のやってきました、今言われています基本検診の部分で、どういう推移の中で、国の国保に対してこたえていくのかなということをお尋ねしようと思ったんですが、そういう考え方、今の700人程度の中から国保の対象者、3,000ないし4,000人いる中を7割、8割まで上げていくとなると相当な、意識だけではなくて、町側もそういう呼びかけというんですか、具体的な、引っ張ってこなければ受けないという人も結構いらっしゃるわけですが、組織に勤めていらっしゃる方は、事業所の中で集団検診、あるいは1年に1回の定期健診というのがあるんですけれども、やはり国保の加入者というか一般の人は、本当に痛くなってからでなければとか、あるいは変化が起きてからでなければ病院にかからないというのが今日の状況でございまして、ぜひ今の国の考え方について、早く手を打つというのか、過去の経緯を見て施策を講じるという考え方でもって、施策を講じていただきたいなというふうに考えます。もう間もなく来年、平成20年以降、具体的にという、それこそ数字を上げてということと言われると思います。そういった意味では、しっかりしたというか、早目の対策が必要ではないのかなというふうに思いますが、改めてその点、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

これまで積極的に健診を受けられてこられました方々、ほぼ固定化されているという状況が見受けられます。どうしても新たな方々を健診会場までおいでいただくための施策、どういう手だてが必要なのか、こういうところにつきましては、分子を大きくするというのを考えますと、これまでのやり方ではいけないというふうに思っておりまして、この部分につきましては、平成19年度早い時期から私どもと国保と連携をとりまして、しっかりとした方向づけをしていかなければならないなというふうに考えております。

また、現在、健診につきましては、集団健診を中心という形で行っているところでございますけれども、国の方でどういうメニューでもって健診をやるのかという内容もございしますが、集団だけでなく、個別の健診というようなことも考えなければならぬのかなど。そうなりますと、町内にあります医療機関での受け入れ体制等々も。どうあるべきかというようなことがかかわってくるというふうに思いますので、そこになりますと医療機関側と私どもとの協議も必要になってくるというふうに思います。

それからもう一つは、健診を実施した後の指導というところにつきましては、今までより以上のかかわりを町民の皆さんと持ちましょうというようなことを国の方で言っております。この部分についても、私ども一人一人の保健師、栄養士が力量をアップしていかなければならない。そういうようなことで、健康づくり一般、それから老人保健の方で旅費等も計上させていただきまして、レベルアップを図る、そういうような取り組みも行っていかなければならない。そういうようなことで、平成19年度については、これまでの事業を推進しつつも、そういうところに大きな力を割く必要も出てくる。そういうような考えでおりまして、全力を挙げて、組織を挙げて対応していかなければならないなというふうに考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 そういう構えの中で、ぜひ取り組みをお願いしたいというふうに思います。

しかるに、こういう施策をとるときには、当然お金も伴ってくるわけですし、当然国からもしっかりとこれはもらってというか、国からも面倒を見てもらわなくてはならないことですし、保健介護課長のみならず、町挙げて町民の健康を守るという意味からも、町財政にも波及するおそれがあると思います。ぜひそういった意味では、執行部の皆さんには、そういう予算づけの面においても、ご配慮いただきたいというふうにお願いで、終わりたいと思います。答弁はいいです。

●委員長（室崎委員） 答弁よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 この1歳半・3歳児の健診なのですが、先ほど田宮委員も質問しておりましたけれども、発達障害等の発見といいますか、これはこういう健診の中で、それをきちんと見分けていくことができるような健診になっているのかどうか。

あともう一つお伺いしたいんですが、就学前の健診は、これは教育費かどこかで見えますか。それともこちらなんですか。

それから、予防接種の委託料なのですが、今年は大幅にふえているんですけども、3種麻疹、それから風疹ですとか、これ各100件、インフルエンザ1,000件というのが昨年の予算だったんですが、これが今年度の増の原因は、何をふやそうとしたものなのかお伺いをいたします。

それから、エキノコックスなのですが、予算が半減しているんですが、これについては何なのか。その一方で検査委託料ですか、これも半減しているんですが、対象者がいなくなったのかどうということなのかお伺いをいたします。

それと、精神障害者の居宅生活支援、これは今年度、予算計上されていないんですが、これは対象者がいなくなってこういうふうにしたのかお尋ねをいたします。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えします。

発達障害の発見の部分でございますが、1歳6カ月、それから3歳児健診、この段階でもって発達のおくれ等が見受けられれば、当然検討の対象にのせまして、しかるべく注意深く経過観察を行っていくというような対応をさせていただいております。

その中で、必要に応じて家庭訪問を行ったり、あるいは専門機関の受診等々対応を進める、そういう中で判定を行っていくというような流れにつなげるように努力をしているところでございます。

それから、予防接種の費用の増加の要因でございます。この部分につきましては、純増という形で私ども今回計上させていただきましたのは、昨年麻疹・風疹の接種の仕方が混合ワクチンを使うという方向に変わりました。それで平成18年6月からの実施の中で、1期と2期に分けるということでの方向づけが出されまして、1期につきましては、生後ということになります。今回、2期目といいますのは、就学前に5歳児の段階で接種をしていただくことになるわけなんですけれども、この方々100件分を見させていただいております。これが約79万円という状況でございます。

それから、2種混合ワクチン、この部分につきましても、6年生分が新規で接種が必要ということでございまして、この部分で42万円ほど見させていただいております。

なお、麻疹・風疹の接種の関係で、混合ワクチンを接種する前に、それぞれ単体で打たれた方々がいらっしゃるわけでございますけれども、そういう方々に対します経過的な単抗原ワクチンの接種、これも私ども準備しておかなければならないというようなことがございまして、それぞれ麻疹単抗原ワクチン10件、風疹単抗原ワクチン10件を見さ

せていただきまして、これの費用を13万円ほど計上をさせていただきました。そのようなことで、予防接種費用総体で、前年比から見ますと増加をしているという状況になっているところでございます。

それから、エキノコックス症対策ということでございます。この部分につきましては、委託料が大きく増加を見ております。前年当初は13万8,000円でしたが、今年度当初74万1,000円というようにことで見させていただいております。

実はこの増加の要因でございますけれども、北海道の方で5年に1度、成人の方々のエキノコックスの検診、これを実施するというようなことになっておりまして、この部分の費用、健康診査に合わせるような数字になりましたけれども、745件を当初計上させていただきました。この部分で増加をしているということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

(「精神障害の……」の声あり)

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 平成18年度において精神障害者居宅生活支援費の予算を計上していることに対して、今年度、平成19年度はその事業名がないということでございます。これにつきましては、昨年4月1日施行の障害者自立支援法の規定に基づきまして、障害の種別によらないサービスの提供をするということに立ちまして、今年度は3障害を同一の予算の中で計上をさせているところでございます。今年度、平成19年度におきましては、民生費、社会福祉費、心身障害者福祉費における……

(発言する者あり)

●福祉課長（松見課長） ああそうですね。申しわけございません。

予算書の104ページをごらんいただきたいと思いますのですが、事業番号030217で上から2つ目の事業であります。障害者（児）介護訓練等給付、そのうちの負担金、介護給付費2,024万9,000円の中に約40万円の予算を見込んでいるところでございます。該当者は2名ということでございます。

(「わかりました」の声あり)

●委員長（室崎委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私の方からは就学前の児童に関する健康診断並びに障害関係の部分についてお答えさせていただきますけれども、まず就学前児、新しく小学校1年生に上がられる児童の健診につきましては、前年度に健康診断、一般的な健康診断、内科、それから目ですとか歯ですとか聴覚と、この辺の健康診断を行っております。

また、障害に関しましては、基本的には就学指導検査委員会というものを厚岸町で持

ってございますし、さらに判定につきましては、浜中町と厚岸町、両町で組織します就学指導委員会、この中で判定させていただきまして、特殊学級ですとか養護学校その他の学校にどうかというような判定をさせていただいております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 今説明いただいたんですが、障害等についての対応についてはわかりました。そうすると、結果的には予防接種については、増減の問題より接種の仕方が混合ワクチン等を使うようになったことによる変更になったということで理解していいんですね。

それから、エキノコックスの成人検診が5年に1度行われるということで、これはそうすると、5年に1度こういう予算の増があるというふうに理解していいんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

予防接種の変更部分でございますが、委員おっしゃられますとおり単抗原ワクチンから混合ワクチンへの変更というのが大きな理由になってございます。

それから、エキノコックス検査の部分でございますが、北海道エキノコックス症対策実施要領というものによりまして、血清検査を行っているわけでございますけれども、この要領によりまして、5年に1回実施をするというようなことになっております。したがって、このような形で継続されていくのかなと考えているところでございます。

（「よろしいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

それでは、2目健康づくり費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進めます。

149ページです。3目墓地火葬場費、ありませんか。

12番。

●谷口委員 昨年、厚生文教常任委員会で各地域の墓地等の調査を行ったんですが、結果的に墓地としてきちんと整備され使われている墓地、あるいは条例上は墓地としてあるんだけどほとんど使われていない。あるいは条例からも外れたのもあったんだっただかな。そういうのも含めて管理の問題で、やはりきちんとしていただきたいというふうに思われる墓地が数々あったんですが、それらについて、どのように対応してきているのかを含めて、ちょっと説明をお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

昨年度の厚生文教委員会で現地調査をしていただいたと。その中で管理状況についてご指摘をいただいたという部分では、まず1つの墓地がごみの散乱があったという状況がございました。これは事実上ほとんど墓地としての状況を、地域の人たちがもう既に認識していないという状況にあったと。と申しますのは、ほとんど当時もう近くに地域で運営していた火葬場があって、お骨については、お寺の納骨なりお墓の方に埋葬していたわけですが、その埋葬した後の灰を現地の近くで埋葬して塔婆——木の墓標などを立てていたという状況で、そういった部分についても、昔はお盆のお参りなどもしていたようでございますが、世代が変わって、ほとんどお参りする人がいなくなったということでもあります。昨年度は約お1人行っていたようですが、もう高齢なものですから、ほとんどお参りも行けなくなったというような状況にあるようでございます。それから、その場所については、地域のお寺さんが管理人をしていただいていたんですけども、事実上そういうお参りをする人がいなくなったということで、現状では管理の体制、管理人の設置についても見送っていたという場所でございます。

この場所につきましては、地域の自治会等もお話ししてございます。そういった状況で散乱しているごみにつきましては、今年度の一斉調査の時期に、できれば地域を挙げてここの部分の対応をしたいというふうには、昨年度の段階ではおっしゃっていました。その中で町としても、一緒にできる部分があれば言ってくださいというふうにも申し上げているところであります。

それで、今後その部分を墓地として存続していくべきかどうかという部分についても、投げかけさせていただいています。ほとんどいないという状況で、私がお話した代表の方は、役員の中では、ほとんどもう存在しても意味がないというふうに思っているようでございますが、なおお寺との関係等々ありますので、そちらの方とどのような対処をすればいいのかということをお話させてほしいと、話す時間が欲しいと。対応するふうに、いわゆる宗教上の問題もありますので、そういったこともどのようにやったらいいのかということで、ちょっと時間が欲しいというふうに言われています。お寺の方もちょっとお寺側の事情がありまして、いろいろなここでは申し上げられない事情があって、その辺の協議はちょっと延びて、お話しできるような状況にないのかなという状況もあるようです。ただ、いずれにしても対応をしますと、考えていきますというふうにはおっしゃられています。

もう一つの墓地につきましても、これにつきましても地域の代表の方に投げかけさせていただいています。それについても、今まで地域でそこを使っていたところなので、ちょっと考えさせていただきたいという状況であります。ここは墓地としては使われていました。ただし、ほとんど改葬されていて、実態としてはお墓参りする人は、近所の人、地域の代表の方にもお聞きしましたけれども、近所の方はほとんどいないと。ただし、数年に1回、改葬に、その地域から出られた方から、世代変わりして、違うところにお墓を建てたと。そのときに先代のつながりのある人が埋葬されていたということで、訪ねてきて、掘り起こして改葬したということも、数年に1回はあるようです。現場も

私見ていますけれども、お墓としての形態はないんですけれども、過去にあったという基礎部分だとかそういう部分は残っている部分はあります。そういうこともあって、なかなか廃止に向かっていきにくい部分もあるのかなと思いますけれども、これについても、地域の方とお話ししている状況でありますので、ご理解願いたいと思います。

それから、もう1カ所につきましては、どのような方がそこに埋葬されているのかという部分が、わからない部分が実はあります。その箇所につきましては、お盆の墓参りのときに立て看板をつけまして、お参りに来た方は環境政策課の方にご連絡くださいと。どういう方がそこに埋められているのかということを確認したいということで、今年の夏から立て看板を立てております。数件のご連絡もいただいているところでございますので、それについても引き続き、そういった情報を得るための努力は続けていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 12番。

- 谷口委員 墓地の問題ですから、余り深入りはどうかなとも思うんですが、一応町が管理しているということになっているものであれば、それはやっぱり町としても責任を持って管理をしなければならないと思うんですよ。

それと、やはりもう雑然としてしまった状況に今もうなっているところが、さきの2つはそういう状況に、ある意味近いのかなというふうに思うんですけれども、これらに対して、やはり町が1年に1回ぐらいは、きちんとした草刈り程度のことはやるべきではないのかなというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

あと、今最後におっしゃったのは、きっと真竜墓地のことだろうなというふうに思うんですけれども、真竜墓地については、霊園等もできているわけですし、今後どういうふうに対応していくのか。今管理はだれがしていると、委託管理なんですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） まず、町営の墓地という位置づけになってございますので、町が管理するというのは当然の話でございます。ただし実態が、そういった整備対応等々をするということにつきましては、条例上は設置されておりますが、そこに実際にお参りする方がいらっしゃるかどうかという状況があるかなしかでもって、そこに行くまでの草刈り等々の整備について対応してきている状況にございます。2つの墓地については、ほとんどそういうお参りする状況がないということなものですから、そういうお参り時期に向けてのそういう草刈り等々の部分は、最近はしていないという状況でございます。これは地域とのお話の中で、そういう対応をしているということでご理解願いたいと存じます。

それから、真竜墓地という固有名詞が出ましたので、私も使わせていただきますが、3つ目で私が申し上げたのは、その墓地のことでございます。これにつきましては、そこに葬られているということで、その墓地のエリアの中にあるものでございます。既に葬られているということは、そこで安らかに眠っていただくということで、そこに葬ら

れているというふうに思いますので、それに手を下して、ほかに移すということは、葬った方の確認ができない限りは、行政の方では手を下すことはできないということは、ご理解いただきたいな思います。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 私、別に移すとかそういうことを言っているわけではないんですよ。きちんと、あるわけですから、それを管理していく中で、霊園もあるわけですから、例えば霊園の方に移し変えるだとか、いろいろな対応があると思うんですよ。対象者のですよ。

ただ、今のままでは、やっぱり対応はまずいのではないのかなというところが見られるわけですね。以前の火葬場のレンガが散乱していたり、煙突が沢の方に転がっていたり、そういうのはやっぱりある意味、見苦しいと言ったらどうなのかわかりませんが、きちんとそういうものは整理するだとかしていかなければ、やっぱりだんだん荒れてきてしまうと思うんですよ。そういうものを最低今必要のないものは整理するだとか、そういうことをきちんとやっていただきたいということを私は言っているんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

ちょっと私も質問の意図をちょっと取り違えておりまして、申しわけございません。

真竜墓地につきましては、以前は管理人を置いておりましたが、ここにつきましては管理人の方がちょっと高齢になったという状況がございまして、最近そのかわりになる人もなかなか見つからないという状況がございまして、うちの課の職員の直営でもって、そこの対応に当たっているという状況でございます。

それから、以前に真竜墓地の一角、外れの方に火葬場があったという状況がありまして、その解体した跡のものというふうに思われるものが、若干現場に残ってございます。これにつきましても、対応できるものと、ちょっと無理なのかなという状況もあります。できる限りこの部分についても、しかるべき早い時期に、できるものから整理していきたいというふうに考えますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

（「結構です」の声あり）

●委員長（室崎委員） 3目墓地火葬場費、他にございませんか。

（なし）

- 委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

4目水道費、ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 5目病院費。

3番。

- 南谷委員 4款1項5目病院費でお尋ねをさせていただきます。

3億5,451万3,000円、本年度、病院事業会計の方に繰り入れをなさると、こう計上されておるんですが、昨年よりも2,000万円ほど数字が伸びております。事業の推移というんですか、病院事業会計の方が2,000万円多くなっておるんですけれども、繰り入れの中身でございます。総体的に3億5,400万円なんでしょうけれども、償却部分と町として法的に義務的な拠出というんですか、これらの3億5,400万円の分解をしていただきたいなと思います。100万円単位でよろしいです。

- 委員長（室崎委員） 病院事務長。

- 病院事務長（齊藤事務長） 3億5,400万円の内訳でございますけれども、3条予算、運営経費関係でございますけれども、そこに2億5,800万円、さらに建設改良事業関係の4条関係の予算に9,500万円。ですから、前年度の当初予算と比較いたしますと、3条予算が2億4,100万円ですから、1,673万円ほど3条予算の方でふえていると。残り4条予算の建設改良関係ですね、今回、透析等々のものもありますし、元金がふえておりますので、その分が300万円ほどふえている状況に相なっています。

また、今お聞きの3条予算の中で何がふえているのかということになりますと、救急医療対策経費の補助金が1億1,600万円見ておりまして、これはあくまでも見込みでございますけれども、当初予算から比較いたしますと、1億1,200万円ですから、ここで400万円ほどふえていると。それと僻地医療医師確保対策の関係で2,500万円、これもあくまでも予定ですけども、今回見ておりまして、昨年度はどうだったかというのと、2,180万円ですから、その差が伸びていると。それと高度医療補助といたしまして、今回新たに1,143万3,000円を医療機械の更新、リース契約等々もございますけれども、その部分で増になっている。1,673万円は、そういう状況の中で、今回ルール化をさせていただいたということになっております。

以上でございます。

- 委員長（室崎委員） 3番。

- 南谷委員 大変親切に、後で病院会計の方で聞こうと思ったんですけども、非常に詳細に答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そこで、伺うんですが、今、事務長がまさに言われたように、3条、4条、それぞれ

計画に基づいて、この3億3,400万円、平成19年度に計画なさっておる。それで先般、私、補正で7,000万円繰り入れを承認したわけでございますけれども、先が早いのではないのかと言われるご指摘もあろうかと存じますけれども、当初、繰り入れを3億5,000万円という数字を想定しているんですけれども、実際、病院事業を1年間通してやっていく過程の中で、厚岸町の病院会計というものが私も非常に気になるわけでございます。事務長と言われるように、年度末で理事者サイドとして昨年度並みのような結果に至った場合、結果としてそのぐらいのものでは、従来、平成16年、17年と繰り入れは、病院費として一財からの繰り入れはなかったと。ですけれども、その辺の考え方について、早いのではないかというお考えもあろうかと思っておりますけれども、現時点での腹づもりというんですか、お考えをお聞かせいただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 病院に対する一般繰り入れの関係であります。少々私が説明をしながらお答えをさせていただきたいと存じます。

病院の繰り入れにつきましては、先ほど何条何条という話がありましたけれども、法令ルールと政策ルールという形で一般繰り入れをいたしております。法令ルールといいますのは、地方公営企業法に基づいて、病院側からしますと、これだけのお金は繰り入れてもらってもいいという、そういうことに相なるわけであります。

数字でお話しいたしますと、実は昨日いろいろとご論議されました7,000万円の繰り入れについてのことを例に話をすればわかりやすいのではないかと思いますので、お話しさせていただきたいと思っておりますが、法令ルールでいいますと、平成18年の要望は実は3億7,656万円であったわけでありまして。また政策ルールとしても8,338万円、合わせて4億5,995万円、何とかいただかなければ、健全な病院運営ができないということであったわけでありまして。ご案内のとおり、それだけの繰り入れをするだけの町財政の余裕があるのかといえば、ご承知のとおりであります。

そこで、平成18年度の当初につきましては、法令ルールを2億4,420万円、政策ルールを9,019万円、とりあえず何とか頑張っていたいただきたいということで、合わせて3億3,439万6,000円というのが平成18年度の当初の繰り入れということに相なったわけでありまして。

しかしながら、実は平成18年度に思いがけない特別交付税が入ってきました。9,194万円という地方交付税の特交が、これは町立病院に関するものだけであります。そういういろいろな事情、それとやはり今日、町立病院の運営が、町民からのみならず厚岸町立病院に来る患者さんから高く評価されております。その結果、赤字ではあります。経営は上向いておるとい状況の中で、やはり町長といたしましても、また開設者といたしましても、町立病院の対患者との信頼関係、またもちろん町民との信頼関係等々、また町立病院のやる気、士気を高めるという意味において、先般7,000万円の補正をお願いいたしましたところでございます。

今後、しからばどうなのかといえば、本年度、平成19年度の予算におきましても、法令ルールと政策ルールの打ち合わせの中では、5億3,905万円の要望がありました。しか

しながら、これまた平成19年度の予算編成をするに当たって、5億何がしの基金を取り崩し、収支の均衡を図らなければならなくなったというもろもろの財政状況の中で、最終的には今ご提案をされております金額になっているという当初予算になっておるわけであり、本当に町立病院には申しわけないと思います。そういう法律で決まっている予算も出せない、そういう事情の中で予算編成をしておりますので、今後の補正等を考えます場合に、財政的な余裕、それから常にお話しいたしておりますけれども、自助努力、大変難しい中身だろうと思います。ただ努力せよ努力せよというだけで、何も努力もしないで、かつての病院運営のような形であっては困ります。今日の努力は私は非常に高く評価しております。そういう点を考えながら、今後の財政、そしてまた病院の運営状況を加味しながら補正予算等についても対応をしてまいりたい、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（室崎委員） 5目病院費、他にございませんか。

（なし）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

6目乳幼児医療費、ありませんか。

14番。

●田宮委員 乳幼児医療費、これは町内に小児科の先生がおられませんので、ほとんど鉦路市その他だと思うんです。

（「小児科いるよ」の声あり）

●田宮委員 小児科いたかい。最近来たんだな。大変失礼しました。こんな町会議員がいたんで、どうも申しわけございません。

ところで、乳幼児医療の件数ですね、中身。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 乳幼児医療費の受給対象になります年間の件数でございますが、これはあくまでも平均で推計をしておりますが、1カ月分で850件の12カ月分になりますので、平成19年度当初の中では1万件強、1万200件という数字が出てまいりますが、その程度を見込んでおります。この件数は、医療機関にかかった分、それから調剤薬局で薬をもらった分、両方合わせての件数ですので、その辺はご理解をいただきたいと思

ます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 すると、今、小児科の先生はおられるわけですから、ほとんど厚岸町で受診するというようなあれですか。その辺はつかんでおられますか。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 申しわけございませんが、1万200件の町内、町外の分析は担当としてはしておりませんでした。釧路市のある医療機関が休業されたという分も含めて、かなりの数が町立病院の小児科に戻っているという状況については、現象として私どもも認識をしているところでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 おたくでつかめるわけでしょう。わからないんですか。保険の関係があるだろうし、そういう点で大体どこで診察するとか、釧路市でやるとか厚岸町でやるとかというのはわかるはずですよ。わかる範囲でお願いします。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

（発言する者あり）

●委員長（室崎委員） ちょっと時間がかかるそうで、先に休憩にします。
お昼休みのため休憩にいたします。再開は1時。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

答弁から始まります。

町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

乳幼児医療費の助成の件数の状況でございますが、平成17年度、それから平成18年度の対比でご説明申し上げます。平成17年度は、これは4月から3月までの1年間の分でございますが、全体の件数が1万499件でございます。このうち町外でございます。厚岸町外が6,334件であります。町内が4,165件でございます。この町外と町内の割合は、

町外が60.3%、町内が39.7%でございました。平成18年度、既に2月診療分までの請求が3月助成分として出ておりまして、これも1年間対比の数字であります。全体の件数が9,973件であります。このうち町外が4,080件です。町内が5,893件であります。割合の方は、町外が38.9%、町内が59.1%であります。この2カ年の比較で申し上げますと、町内分は1,728件ふえておりまして、増減比で申し上げますと41.5%の増という状況でございます。

- 委員長（室崎委員） よろしいですか。
6目乳幼児医療費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。
2項環境政策費、1目環境対策費。
8番。

- 音喜多委員 ここで少し聞いておきたいと思います。環境保全基金についてですが、緑の循環構想として非常に好ましいというか、やる意義は非常に大きいものがあるというふうに私も思います。

そこで、この資金の原資ですね。一般会計のほかその他の部分として、これは資源ごみの利益というか、売り払いの一部を見越しているというか、それを充てているというふうに見ていいのか。

それから、その資金が平成18年度末で、さきにお聞きしましたように1,045万円が現在あるよと。今回提起されている部分では、580万円この基金に入れるということで、トータル的に1,625万円になるというふうに見てよろしいんでしょうか。

- 委員長（室崎委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

平成19年度予算の繰り入れのところに400万円を当該基金から繰り入れるということがございますので、1,625万円ではなくて、400万円を差し引いた1,225万円の平成19年度末残高になろうかと思えます。

- 委員長（室崎委員） 環境政策課長。

（発言する者あり）

- 委員長（室崎委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） 大変失礼いたしました。環境保全基金の財源でございます。

予算書の48ページに雑入のところで雑品売払収入のところに885万5,000円という数字があるかと思えます。このうち環境保全基金に対しまして385万6,000円を充てて、残りの194万4,000円が一般財源といたしまして、580万円を平成19年度予算で積み立てるといふ形になってございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 わかりました。それで先ほどのお金の方ですが、1,625万円ではなくて1,225万円現在あるということですね。

ちょっと先ほどの1回目の質問から順番が狂いますが、まずこの残りの1,225万円のことについて、ちょっとお伺いしたいと思います。この資金というか、この基金は積み立てておいて利息を生むというものではないと思うんですよね。むしろこの基金というのは、活用するというか、緑の循環資金からすれば、この目的から言って河川だとか、あるいは山に木を植える、植林するとか、そういう厚岸町特有の河川、あるいはそういった川下の保全の意味も含めて、そういう使い方をしなければいけないだろうと、使う目的だろうと思うんです。

そういう意味からすれば、それこそ資金を持って、たまったたまつたと喜んでいるのではなくて、それなりの事業をすることによって、より資金の目的が達成されるんだろうというふうに私は思うんでありますが、この活用方法について、例えば5,000万円ぐらいたまらなければだめだという考え方なのか、あるいは1,000万円程度、今1,400万円ほどありますけれども、ある程度その資金の中で仕事をしていくという考え方であるのか、まずその辺のところ、どういう有意義な使い方をするかという目的があるとするならば、そこをぜひ伺いたい。

それから、売却益の885万5,000円、これは今言われたように今年385万6,000円を充てるといふことにしていますね。では残りの499万円ですか、それはどこにどういうふうに消えてしまうのかと。一般会計の中に入れてしまうのかどうなのか。雑入に入りますけれども、約500万円という金はどこへ消えてしまうのかという疑問があるんです。

私はこの緑の循環構想に基づく使い道としての、いわゆる雑品というか、資源ごみとして得た利益というのは、その利益を得るための作業として、ある程度投資はしなければいけないけれども、その投資の残りをそっくりやっぱり町民にわかりやすく、そういうものに使うんですよというふうに全額充てた方が、私はいいのではないかなと思うんです。今までの議論の中で、資源ごみとしてのごみがそれだけ利益は上がってはいるけれども、というか雑品の売払料金は引き上がってはいるけれども、これがいつまでも続くとは限らないし、ある程度過去の経緯を見ますと、せいぜい100万円足らずだったのが、ここ二、三年で300万円近くまで引き上がったたり、また今年は特に800万円まで見られるということになるんですが、それほど私は将来的に大きく望めるというふうに思わないんですが、そういった中では、せいぜい二、三百万円ぐらいはこれからも見込めるかなと。その金額をもって、あと一般会計から含めて、この基金の活用をしたらどうかというふうに考えるんですが、その辺はいかがでしょうかね。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、この基金の残高については再確認いたしますが、平成19年度末でせんだっての補正予算と、それから新年度の繰り入れ、積み立てを足し算、引き算いたしますと、1,225万円になろうかと思えます。それから、この環境保全基金につきましては、条例の規定上、用途が一応決まっております。環境保全活動に使用するという大きな目的を持った条例が定まっております。それからこの基金に対して積み立てるものとして、寄附、または町の財源をもって積み立てるものとするということでございます。町の財源ということは一般財源を特定しているものではございません。

それから、885万5,000円の雑入の売り払い代の残り500万円につきましては、本予算書の160ページ、ごみ処理場管理のところのその他の602万円のうちのところに500万円が充当されてございます。

それから、1,225万円の用途につきましては、条例に定めるところによりまして、環境保全活動に充当するというので、できる限りこの環境保全活動が永続的に、要するに一般会計が財源不足で、毎年例えば植樹をしなければならぬのが、財源不足のために植樹を1年間休むとか、そういうことではなく、調整財源的な意味を持って、ある程度継続的、永続的な事業が実施できるように、この基金を活用していくという考え方があるかと思えます。そのためにも、使う一方では、積み立てていって、その残高を維持していくことが必要かと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 私は環境保全活動に使うなという意味ではなくて、有効活用するためにはと。それでいろいろなメニューが考えられるんでしょうけれども、それをより環境保全活動の目的というか、それに近い形で使うことについては、異存を唱えるものではございません。そういう意味では、どういうメニューを持って、特に今年あたりは何をやるのかということになれば、ほかの人に言わせれば、「おまえはばかか、木を植えることだけ考えているのか」と言われますけれども、私はそれはそれで、そういう考え方というか、哲学的なものがあるならば、やはりそれはそれで私はいいと思うような気がするんですが、今言われているように、それでは今年度はこれらを使って、今出ているところでは、今年の予算書の中では、それに充てているというところがあるのかどうかわかりませんが、まず近々の中では、どういう活動をしていこうという考え方であるのか。

それから、この基金が幾らあれば、基金としての価値というか値というか、5,000万円なのか100万円なのか、幾らの残高というか、基金の目安としてあれば、基金としての認知というか、認められるぐらいの、基金と言われるようなお金になるのかなというものがあるかと思うんです。その辺のところはどういうふうにとらえているのか。

それから、今2つ目として、約500万円がごみ処理管理に入れられると。やっぱりこれも一つの利益の使い方としては、こういうことになるのかもしませんが、私はこれは、

基金を生み出すための過程の事業だというふうに思えばいいのかもしれませんが、もっと明確なやり方ができないのかなというふうに思うところがあります。このごみ処理管理については、当然、基金があるなしにしても、雑品が出る出ないにしても、やっていかなければならない課題ではないのかなと。たまたま今年は880万円ほど雑費の売り払いが見込まれるから、そういうことで、あとの300何十万円、約400万円近いお金を基金の方に振り向けるということですが、使い方が逆転しているんですね。基金の方がむしろ6割で、そしてそういう一般的なところに使うのが4割だとかということであればいいですが、この発想からいくと、ごみ処理管理の方に半分以上の資金を投入しなければいけないということからすれば、緑の環境構想にちょっと水を差すようなことの施策というか、考え方で取り組んでいるのではないのかなと。お金がそっちにあるから、そっちから使えというような考え方にしか思えないというか、むしろこういう環境保全に使う、そういうしっかりした考え方の資金であれば、そういう根拠というか、もとにあるものを明確にして、そして町民に、あなたの出された、しっかり分別したごみ、そういうものがこういう資金になるんですよというふうに訴えやすいのではないのかなと思うんですが、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、環境保全基金の用途についてでございます。それでこの環境保全基金につきましては、委員ご質問でもありましたとおり、緑の循環構想ということで、厚岸町独自の考えを持って進めている、その中で環境保全基金を使うということになっています。その仕組みは、皆さんご存知かと思えますけれども、ちょっと改めて申し述べさせていただきますが、ごみの分別の中で出てくる資源ごみ、これ売り払いをしておりますが、その資金、今年度予算につきましては885万5,000円、当初予算に計上しております。このうち500万円については、今までどおりごみの処理にかかる経費に充当しようということで、まず500万円はそちらに充当すると。それ以上の部分については、環境保全基金に一たん積んで、その基金を取り崩す。その取り崩す目的を、いわゆる環境保全活動、用途の目的の中で環境への負荷の低減という小さくくりがあります。その中で昨今言われていますCO₂の削減には、山の木が吸収源として大事だということで、厚岸町としても、どんどん町有林にも植栽地をふやしていますし、それから民間、私有林に対しても、そういうお願いをしていると。それからボランティア活動で行っている町民の森造成、それから標茶町の農協、役場も入っています、それから厚岸町、厚岸の漁協、太田農協も入っております別寒辺牛川・ホマカイ川流域保全協議会で行っております河畔林の造成、こういった山づくりに使おうということで、今年度については、町民の森造成、それから民有林の振興対策事業、それから別寒辺牛川・ホマカイ川流域保全対策協議会、この河畔林の造成、この3つに充てるべくして、財政と協議した上で、これは一般財源扱いになるわけですがけれども、この財源として取り崩しするということが計上されているものであります。

この緑の循環構想につきましては、昨年行われましたまちづくり地域懇談会、町内29

カ所で行われましたが、この中でも毎回ご説明申し上げていました。パンフレットだとか、ごみの種類だとかを掲示しながら申し上げていました。その中ではいわゆる町民の森に直接参加できない人も、ごみの分別をしていただくその苦勞が、資源ごみの売り払いとしてなると。その結果として、山の森づくりへの原資になると。間接的な森づくりへの参加であると。町内みんなが山づくりへの参加になるんだという協働のまちづくりの一環で考えておりますので、お願いしたいと、一緒にやりましょうというお話をしているところでもあります。それでこのポスターについても、町内の公共施設、かなりのところに張らせていただいています。そういった中で、もっともっとこの趣旨を広めていきたいというふうに考えているところでもあります。

その後のご質問については、税財政課長の方から答弁する予定になってございます。以上でございます。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

基金の額について、幾らぐらいがあれば適当な額になるのかというご質問でございます。かつては委員ご承知のとおり2,520万円という残高があった時期もございます。そのうちの2,000万円につきましては、ご承知のとおり最終処分場の建設の財源に充てるということで、取り崩した経過がございます。

先ほど環境政策課長の方から説明があったとおり、今後、緑の循環構想ということで、この基金を活用して、継続して途切れることなくこの事業をやるためには、一定程度の財源が当然必要かと思えます。簡単に申し上げますと、1年間にそういう活動に対して300万円がかかるということでは、今の1,200万円であれば4年しか持ちません。

したがって、4年間木を植えて、それで終わりかということにはなりません。ですから継続的に考えると、やっぱり木のことでありますので、10年、20年のことを考えますと、積みながら、そして充当しながら、いわゆる取り崩しながら、継続的にやっていかなければならないと思えます。

したがって、そういうことを考えますと、幾らあればいいのか、妥当なのかという金額ははっきり申し上げられませんが、その事業を継続していくために、一定程度のいわゆる平均残高というものを確保していくべきであろうというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 環境政策課長が言われるように、私はそれに異を唱えるものではございませんし、これだけ町民やら地域の方々に理解され、また期待されているような、今言われているように、こぞってそういう理解をいただいていることについての施策については、本当にこれからも積極的に取り組んでいかなければいけない問題だというふうに思っております。

そういう意味では、ずっと継続させてやっていただきたいと思うんですが、500万円を

超える雑品売払代金が出てくるというのは、去年、今年あたりだけですよね。四、五年前までは100万円ちょっと出ればいいところと。それでここ3年ぐらい前に100万円を超えて、多少上がって200万円ぐらい。それで今回のような500万円余分に使えるということは、まず、先ほどもお話ししているように、これほど鉄類、あるいは廃プラあたりが、今工夫されて、油にかわって穀物からも取ろうとしている矢先ですから、この活用に仕方によっては、そういう価値が出てくるかもしれませんが、しかし私は、それほど甘いものではないなというふうに見ておりますので、この資金というのは、本当に平均していっても500万円は維持できるかなというのは、ちょっと疑問に思いますけれども、そういう意味では、廃物として出る資源ごみを有効に充てて、生かしていただきたいなというふうに考えます。

今後、500万円以上のそういう利益というのか、そういうことがあったら、今と同じような、今年度のような使い方をするという考え方でいいのか。あるいはその前提には、やはり今のような効果の維持が期待できなければできないわけですが、今後のそういう対策というのか、そういうことについてはどのように考えるか、私の今まで見たあれでは、それほど売却益というのは上がらないだろうというふうに見るんですが、そういった形でのお金の予想を、ぜひお伺いしたいと思います。

そして最終的には、今考えていることについては、異を唱えるわけではございませんので、ぜひそのことで進めていただきたいというふうに思います。ただ、くどいようですが、お金の見通しというのは、狂ってくると今までのようなやり方はできないと思いますので、その金額をこれに充てていただきたいというのがねらいですので、その辺ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

この基金につきましての積立金に充てた雑入、いわゆる雑品売払収入、厳密に言いますと、財源充当の順序がございます。処理場管理、ごみ収集に至って、資源として売り払われた金額、これにつきましては、充当する順序というのは、厳密に言いますとあります。ただし、先ほど環境政策課長の方から答弁があったように、いわゆる緑の循環構想として継続して、できるだけ長い期間この事業をやっていくということからして、毎年度の予算の増減といいますか、財源がないときには、この事業ができないということではなくて、財源調整的な意味を含めまして、基金として一定程度の残高を確保しておくべきであろうということは、この基金の目的の一つでもあろうと思います。

それで、基本的にこの基金がなくなった場合、例えばこの雑品売払代が500万円を切って、この基金に積む財源が仮になくなったといった場合に、どうするのかというような考え方でございますが、この緑の循環構想、確かに町民の皆様が分別をして、それが結果として売り払い代として戻ってくるという、そういう啓発的な意味もありますので、商いですから、鉄の価格、アルミの価格、いろいろあると思います。それを切った場合には、当然、一般財源、いわゆる税等をもって事業を継続することを考えていかなければならないと、財政担当としては、そのように考えてございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1目、他にありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

2目水鳥観察館運営費。

12番。

●谷口委員 水鳥観察館なんですが、町が管理を委託されて今運営されているわけですが、観察館の施設ができてどのぐらいたったんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

水鳥観察館につきましては、平成7年度から、この施設は環境省の予算で直接建てられたものでございますが、その後、町との協定によりまして、管理運営については町が受託しているという形で運営に当たってございます。その運営が平成7年度から行われているという状況でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 平成7年から厚岸町が管理を委託されて運営をしているということで、もう12年たったんですけれども、施設は立派な建物ですから、大きくは壊れてはいないと思うんですけれども、だんだんあちこち傷みが出てきているというような状況が見受けられるようになっていきますよね。それから、12年たったわけですから、当然、当時設置された機械といいますか、さまざまな観覧施設というのかな、そこら辺ちょっと正確には名前を言えませんけれども、そういう設備もだんだん古くなってきているのではないのかなというふうに思うんですよ。古くなったと言ったら変だけれども、使用に耐えられなくなってきつつあるものもあるのではないのかなというふうに思うんですが、そういうものの更新等については、今後どういうふうになっていくのかお伺いをいたします。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 当該施設の維持管理、特に施設、それから大型の設備類、こういったものにつきましては、その運営に支障を来すような状況になった場合には、環境省の予算で対応していただくということになってございます。

実はあの施設は、外観もほとんど木造でできております。それで一時雨漏りが出た時期がございまして、この部分についても、非常に場所の特定が難しかったわけですが、

出ている場所と全然反対側の方に実は雨漏りの原因があったということが、最終的に突きとめられまして、これも環境省の予算の方で対応していただいていると。

それから、あそこの暖房は大型のボイラーが入ってございますが、そのボイラーもやっぱり設備ですから、建物より早く傷むということで、かなり多額の修繕も過去に既にもう発生しております。そういった部分についても、環境省の予算で対応していただいていると。それから、運営上必要な移動式のカメラを映し出すモニターがございます。実はその大型の設備についても、1度更新をしてございます。

ということで、運営上、それから管理上必要な経費については、環境省の方で持っていただくということになってございますので、今後においても、そういった状況で行っていただけるという内容になってございますので、環境省の方でも直接施設の方に来られて、困ったことはないかとか、それから新たな要望はないかということで、我々に聞きに来られたり、それから突発的に出た部分については、速やかに私どもの方で連絡をとって対応していただくということになってございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、今のところは今設置されているもの、それらについては、きちんと対応をしていただいているというふうに理解していいですね。

ただ、これもきっとこれから10年、20年といくと思うんですよね。そうすると、つけていただいたときには最新のもの、そして今まではそれで対応し得るということだと思うんですけれども、さまざまな点で考えると、やはり日進月歩で、こういう観察機器だとかそういうものも含めて進歩しているというふうに思うんですよ。そうすると、その時々に合わせてというか、余り短いスパンでは、ちょっと問題があるかもしれませんけれども、一定の期間を区切りながらも、やはり新しい施設の要望だとか、そういうものもしていかなければならない時期というのが、あるのではないのかなというふうに思うんですよ。10年前につけたものを、ただ直すのではなくて、やはり最近ではハイビジョンだとかいろいろ言われる時代になっているし、当時から見ると、映像の保存方法でも何でも変わってきていると思うんです。そういうものに合わせたものにしていくとか、そういうことをきちんとやっていくには、今のものだけでは不足だよということにもなっていくのではないのかなというふうに思うんですけれども、それらについてはどういうふうにしていこうとか考えているか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問者おっしゃられる意味、よくわかります。その件に関しましては、我々も環境省の方に実はお願いしているところです。今、最新式の映像機器としては、ハイビジョン対応ということになるかと思います。そういったことの検討、それから光ファイバーが通っているわけですが、そこのやっぱり通信速度をアップするための光ファイバーの張り直し、それからカメラ本体の更新ですね。それと、これ

はもう少し先の話になろうかと思いますが、実はカメラの設置箇所をもう1カ所増設してほしいと。厚岸湖全域を2つのカメラでとらえたいということであります。現在の位置は、ちょっと神岩のあたりが影になって、全域が見渡せないという状況になっています。それで2カメラにさせていただきたいという要望は、既にもう上げてございます。環境省も最近全国に、厚岸町が道内では一番最初に環境省に建てていただいた施設でございます。道内にも今度は美唄市に、あそこにもラムサールの登録湿地があるわけですが、そこにも近々オープン予定と聞いています。そういった状況で、環境省でも予算の獲得に向けて努力していただいているところです。我々も最新技術をこの厚岸町の水鳥観察館にもいち早く導入していただけるように、引き続き要望を続けてまいりたいと存じますので、ご理解願いたいと存じます。

(「はい、いいです」の声あり)

●委員長(室崎委員) 水鳥観察館運営費、他にございませんか。

13番。

●菊池委員 ここでお聞きしますが、厚岸湖別寒辺牛湿原学術研究奨励、この件につきまして、今まで数年経過いたしましたけれども、今までの概要を説明していただきたいと思います。どのくらいの研究記録で、それをどう生かしているか、そのあたりをお願いします。

●委員長(室崎委員) 環境政策課長。

●環境政策課長(小島課長) お答え申し上げます。

本奨励補助金の制度は、平成9年から行ってございます。平成18年度まで延べ89件の研究に助成し、その報告をいただいているところでございます。この中では、現在、平成18年度分は6件の内定をしております。年度末に向けて報告書が上がってくる予定でございますが、その部分を除くと平成17年度までは83件ということになります。

そういった中での成果としては、過去から未来への環境の推定というのが11件、それから生物生態系の基礎調査というのが27件、それから生物生態系及びエコツーリズム関連が9件、それから生物生態系及び自然と産業とのかかわりに分類されるものが33件、それからまちづくり、人づくり、エコツーリズム、この関係の中では、3件というくりになってございます。

こういったことで、最初のころは基礎調査という部分がかなりウエートを占めておりましたが、最近求めているのは、自然と産業とのかかわりについてです。一次産業とのかかわりについて、もっと研究を広めていただきたいということで、各方面にもその申請を呼びかけているという状況にあります。そういった状況の中で、今後におきましても、奨励金については継続して行って、さらにラムサール登録湿地とそれにかかわる、まだ我々の知らないところを、町内外の方に広く研究を進めていただきたいということで考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 13番。

●菊池委員 ありがとうございます。

生物生態系ということの生物群の中で、私も何件か読んでみたんですけども、その中で厚岸町にはコウモリがいるんですね。コウモリ調査、2004年1月23日に調べてみましたけれども、厚岸湿原周辺に生きているコウモリたちの種類はどのくらいいるのかということで、一応調べてみました。そうしたら、ちょっと簡単に述べますけれども、モモジロウ、ドウベントン、ヒメホゴホウヒゲ、カグヤ、キタタビワ、チチブ、ウサギ、テング、コテ、ざっと並べてもこれだけあるんですね。普通は鍾乳洞などに存在していますけれども、厚岸町にもこんなにもいることが書かれております。これら子供たちの学習に役立っているか、理科生物教室、あるいは厚岸町にいる生物の中でも珍しい生き物の一つと思われますが、視野向上のためにも、これらの結果を踏まえて、子供たちに生かしてみてもどうかと思うんですが、その辺どういような感覚でおりますでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問者が今おっしゃられましたコウモリについて、かなりの種類が町内で確認されているのは、ご存知のとおりでございます。この部分につきましては、まずネイパル厚岸、ここがかなり独自事業の中で、実は水鳥観察館との連携をとっていただいて、かなり水鳥観察館、それと湿地周辺をフィールドにして事業展開をしていただいていると。そういう中でコウモリのことについても興味を持っていただいて、うちにいる専門員初めそういう職員が、ご説明したりご案内したりする対応もしております。

それから、町内の中学校においても、学習の一環でそういったことをお聞きしたいということで、そういった内容を広め、新たな認識を持っていただいたということもございます。まだまだ知らない方もいらっしゃる、特に学習意欲、自然に対する興味が旺盛な子供たちに対して、もっともっとういような状況を今後も広めていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 13番。

●菊池委員 ただいまの課長の回答では、ネイパルに生かしている、それから町内の学習の一環として、そういう活動に生かしているという返事がございました。ぜひひとつこういう経過を踏まえて、もう1回洗い直していただいて、せっかく研究奨励でもって生きているこの学術研究を子供たちにどんどん生かして、教育委員会とも連携して、そしてやっていただきたいなど、このように思います。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 我々といたしましても、この奨励補助によってもたらされたさまざまな報告、それから新たな発見等々につきましても、もっともっと広める努力を進めていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（室崎委員） 2目水鳥観察館運営費、他にございますか。

（なし）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進めます。

157ページです。3目廃棄物対策費。

15番。

●佐齋委員 ここでコンポストの購入補助金、これ昨年度から見ると1万5,000円上がっていますね。それで昨年、コンポストは何個ぐらい配布されているんですか。それから今年は何個配布する予定でいるのか。それから今までコンポストが配布された数、それと1個当たりの単価、わかりましたら教えていただきたいんですが。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、平成18年度の購入助成ですが、新規の部分については4個、それから一部助成については3個ということで、合わせて7個ということになります。それでそれを合わせると、町内では1,900個ということになります。それから平成19年度の予算につきましても、新規が15個、単価は4,000円でございます。それから一部助成については3個、1,500円ということで、6万5,000円の予算を計上しているところでございます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 そうしますと、新規は1,900個の4,000円ですから、合計で760万円、これの今補助をされているわけですね。それで、なぜかという、私も実際これ最初のとき頼まれて、手伝っていただきながら配ったものなんですけれども、ただ最近回りますと、せつかく町でもって無償で配っても、使わないで、使っているかどうか、行くところやってみるんですよ。それが庭なんか空でもって投げっ放しがあちこちあるんですよ。せつかくこれだけ金かけてやっても、それが使われないと。それで最初配ったと

きに、こういうことを言われるんですよ。自治会単位でもってあれ配りましたね。そうすると、「いや、うちは頼んでないよ」と。「いや自治会で無償でくれるんだから、まあもらっておくか」と言う人が結構いたんですよ。せっかくこれだけ金かけてやっても、意義がないというようなことがあるんですよ。

それと、これをやることによって、燃えるごみの減量を図るんだということでやっただと思うんですけども、それも例えばコンポストを配っている人たちに、どういう利用をされているか、それからごみがどのように減ったとか、そういう調査は、アンケートをとったり、そういう調査はされているんですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） コンポストがどのくらい利用されているかということでございますが、昨年度、廃棄物に関する実態調査ということでアンケートをとらせていただいております。その結果として、配布されたコンポストを使用しているという割合は、約50%という数字になってございました。その中で利用されている人は理解されているということでありますので、逆に利用していない理由は何なのかということもお聞きしております。その中であったのが、コンポスト容器の扱いが面倒だということ、それから容器を置く場所がなくなったという方、それからコンポスト以外の方法で堆肥化をしていると。それから堆肥のできがよくないとか、それから容器が壊れてしまったという、このような理由で、現在使われていないということが判明しているところでございます。

扱いが面倒だという方もいらっしゃるということで、この部分につきましては、もっと活用を促していくための努力が、我々にも必要なのかなというふうに考えているところでございますので、そういった状況をもっと推し進めたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 確かに、私もやってみましたが、大変面倒くさいですね。なかなか堆肥になっていかないです。コンボウクリ入れたり雑草を入れたりなんかしてやるんですけども、なかなか堆肥になるまでが大変で、そのうち忘れてしまうんですけども。利用している人は、やっぱりうまく、行ってみると、1個無償でもらっても、やっぱり2個、3個有償で買ってもやっている人はいますよね。それで自分の畑にまいて、利用されている人はいます。ただ、やっぱりせっかくこれだけの金をかけてやっているんですから、つくり方を何回か、しつこいくらいというのはあれですけども、やっぱりどんどん教えながら、講習会を開くなりして、こういう堆肥が楽にできますよとかと、やっぱりそれはぜひやるべきだと思うんです。そしてどんどんその利用を、せっかく、今見ると半分しか使われていないんですから、やっぱりそれを皆さんが使っただけのような方法を講じていかなければならないと思うんですけども、その辺もう一度。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 我々も考え得る対応をというふうに思っておりますが、昨年度は広報紙で1ページを割いて、より具体的な堆肥化がうまく進む方法ということで広報した経緯もございます。活字だけでは伝わらない部分もあろうかと思っておりますので、もう少し利用が進むような方策を今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

3目廃棄物対策費、他にございますか。

失礼しました、3番さん、どうぞ。

●南谷委員 委員長、本年度予算に計上されていないんですけれども、この項で産業廃棄物の関係についてお尋ねをさせていただきたいので、よろしくをお願いします。

皆さんよくご存知のように廃材関係、建築屋さん、それから造船所、魚網、さらには農業、それぞれ廃材が出ると思うんですけれども、私がお尋ねをさせていただきたいのは、特に建設屋さん、造船所から排出される廃材の関係について、この処理の方法についてでございます。

業者の皆さんは非常に、今、釧路市の方に運んでいったりして処理をされておるんです。それでこのコストが、非常に処理賃が高いということで、業界の皆さんは非常に何とかしてほしいという思いがございます。と申しますのも、それぞれの企業努力をしておるんですけれども、非常に処理賃にかかってしまうと。結局、産業の育成ということで厚岸町も取り組んでいるんでしょうけれども、何とかひとつ廃材の処理に、広域でもいいから厚岸町の中、もっと安いコストで処理できる方法を考えていただきたいという声が非常に多くあります。

それで、商工会の方も通じて町の方をお願いをしておるんだと、こういう声を聞いておるんですが、いかがでしょうか。この辺、町としてそういうお話を聞いておられますか、どうでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 環境政策課においては、そういう声は届いてございません。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 商工会の方には、現に私、業者の皆さんやその人たちに聞いたので、商工会の方でも要請活動をして町の方というお話をされておったんですけれども、実はこの件について、私なりに調査をさせていただいたんですけれども、産業廃棄物なので、かつてはサッテベツの山の方に埋めることも可能だったんでしょうけれども、今日の環境を重視する時代、そんなことにもいかないと。しからば、どうすればいいんだろうということがございますけれども、町の責任ではなくて、排出をする業者の責任においてや

っていかなければならないことなので、町としてできることというんですか、これらの考え方については、先般、担当課の方に行ったら、自助努力の中で処理をしていただきたいと、こういうご答弁だったんですが、この辺の考え方につきまして、町として何らかの打つ手、方法というものはないんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

産業廃棄物については、基本論でございますが、質問者おっしゃられるように事業者責任で処理するという事になってございます。以前、厚岸町にあった施設についても、そういう趣旨のもと、サツペベツの方につくられていたということでございますが、現在はその使命を果たしたということでもって閉鎖されて、その後の処理については、釧路市の方に大規模な施設があるということで、そちらに運ばれているという実態であります。

今後について、町でというご質問の趣旨もあろうかと思いますが、その部分につきましては、現在、建設廃材等々の部分につきましては、町の方で何か対応する案を考えているのかという部分につきましては、従来どおり事業者責任の中で進めていただきたいというふうな基本で考えているところでございます。

それで、民間の中では、今は釧路市内の方に運んでいる方が多いと思いますが、実は浜中町の方にも、何か民間の施設でそういった処理ができるところが最近できたというふうにも聞いております。浜中町の方がより近いかなというふうに思いますので、そういった民間の力をかりて処理するという方法で、進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 全くそのとおりなんです。現状そういう状況にあります。だから、業者の皆さんにすると、浜中町に持っていても釧路市に持っていても、コストも高いと。ですから生産コストの中で、なかなか事業経営上、この処理賃にかかってしまうので、何とか補助でもいいし、何らかの方法を町として対策も考えてほしいと。こういう思いで僕の方に何とかしてほしいんだと。ぜひ町でもそういう対策をひとつ、方向性を探してほしいと、こういう切実な声があるんですよね。ですから、課長が言われるとおりだと僕も思うんですよ。全く小島課長が僕にすればタイヤショベル、僕がアリぐらいで、向かいようがないんですよ、正直なところ。ですから、大変な問題だと僕は受けとめるので、一遍にはできないんでしょうけれども、何とかひとつ、何らかの方向性を探してほしいなど、そんな思いで質問させていただきました。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきたいと思います。

建築廃材の運搬、または処分に関係がありますが、今、各課に確認いたしましたところ、厚岸町にはそういう要請は来ていないということでもあります。

しかしながら、所属いたしております商工会の方には要請をしてあるということでもありますので、商工会と確認をしながら、内容等も含めて町でどのような対応ができるのか、よく相談をしたい、かように思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか、3番さん。

（「はい」の声あり）

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、プラスチック関係のものを、装置によって油化を実現したという装置ができたんですけども、これについてご存知でしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 廃プラスチック系のごみにつきましては、資源ごみということで、さまざまな利用が現在検討されているところでございます。

その中で燃料化するというところで研究を進められているのは、ご質問者言われるとおりです。その部分につきましては、もう既に実証段階を済んでいるのではないかなというふうにも思っております。

1つとしては、例えば釧路広域連合のごみ処理の部分も、ごみを高温で燃やすことによって、それを一たんは固形であるものを……

（「油化装置を知っているかどうかというだけ聞いたので」の声あり）

●委員長（室崎委員） 質問に適切に答えてください。

●環境政策課長（小島課長） 失礼いたしました。そういった状況があるということは、知っているところでございます。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 この油化装置というのが、もうあちこちの会社で研究されて、今、完全な実用化までされてきて、一般家庭用の油化装置というのがもうできてきてまして、1台35万円という形でもう販売をされている。それから企業向けについては、1台450万円程度で油化をして、この450万円の方は1時間当たり大体2キロから5キロ程度のもののプラスチック関係、PPPEPS材料という、ちょっと科学的な単位の示しなので、ちょっと

プラスチック系という、総体的プラスチック系というのかな、ほとんどの原油からつくられたプラスチック系のものが、すべてその装置で油化対策ができるというふうにされています。この装置を使うことによって、一般家庭で今のところ35万円程度なんですけれども、もっともつとこ平成19年度の1年間かけて実用化になっているものを研究開発すれば、20万円台でできる。それから2キロから5キロ、大体1時間当たり10キロ相当で処理可能なものが、大体300万円台でできるようになるという話を、いろいろな形で調べさせていただきました。

それで、今、厚岸町では、ペットボトルの処理自体というのを、圧縮をして一つの形の固形のものにして、それを業者に引き取っていただいているという方法をとっているように伺っていますけれども、それ間違ったらごめんなさい。ただ、このプラスチックの油化装置を最初に考えたのは、ペットボトルを大体3ミリから5ミリ程度のものに粉碎をして、粉々にしてしまったやつを一度洗ったものを、詰めかえて油化する装置の中に入れてやるということが考えられてきたんですけれども、別な業者は今ペットボトル、それから買い物袋、ああいうプラスチック系のものすべてを、とにかく一つの容器の中に粉碎しないで、その現物のままとにかく押し込めて入れて、それを装置的に油化できちゃうという装置ももう考えられて、もう一般家庭の実用化に向けて今走っているそうです。

そういったことを考えれば、厚岸町としても、こういったものが必要なのか必要でないのかということも考えられますし、処理的に、そのものが実用化していけば、ごみ処理についての削減がどの程度できるのかということも、あわせて研究をしていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 廃棄物の処理につきましては、昨今、いろいろな方式が多方面で研究されているようでございます。その中の一つの方法として、ご質問者が言われた方式も研究されているという状況のようでございます。

基本的な処理と、それとプラス、ご質問者が言われるような方式が効果的であるのか、またほかの方式がいいのかという部分もございます。自前でやればいいのか、それとも分別したものを、そういった業者の方に処理していただくという方法もあるのかなというふうに考えます。

今後におきましても、廃棄物の適正処理と効率的な処分方法については、研究を進めさせていただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

16番。

●竹田委員 すみません、いろいろな方法ではなくて、この部分について、油化をしていくという部分についてだけ研究して考えてほしいということで、していくということでも理解していいんですね。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 今ご質問者が言われている情報が、ちょっと詳細に私は言われている提案が、どこのだれが研究されているものかということは、私、今、残念ながら承知しておりません。ですから、そういったものも含めて、情報を得ながら対応をしていきたいというふうに考えておりますので、もしよろしければ、その情報を私に後でいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（「いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） いいですか。
12番。

●谷口委員 廃棄物対策一般のところでお尋ねしたいんですが、この普通旅費、それから消耗品、これはどういうものを予定しているのかお尋ねをいたします。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 廃棄物対策一般の普通旅費でありますね。これにつきましては、廃棄物の関係の担当職員の実務研修に参加する予算でございます。

それから、消耗品につきましては、事務用の消耗品、それからこの中には学校の環境美化等々のボランティア活動に、軍手やごみ袋などを提供する制度がございます。その中の予算もこの中に入っております。

それから、現在、町の給食施設で、生ごみを町有の堆肥センターに搬入してございますが、その生分解性のごみ袋、いわゆる自然に解け込むごみ袋の購入も、この中でしております。

それから、コンポストの導入を促進するために、発酵促進剤というのを、これを提供しているわけですが、そういった部分の予算もこの中で盛っているところでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 普通旅費等はわかりました。それから事務用品だとか、そういう内容でやられていると。

それで、厚岸町一般廃棄物適正処理推進委員会設置要綱というのがありますよね。これは今、機能しているんですか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 2 時13分休憩

午後 2 時25分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。
環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 大変貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。

ご質問の趣旨は、一般廃棄物適正処理推進委員設置要綱があると。この要綱は現在機能しているのかというご質問でございましたが、現在はこの要綱に基づいた推進委員は設置してございません。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 設置していないのはわかりましたけれども、町が当時ごみ問題というのはさまざまな問題があって、この要綱をつくった後には、ゼロエミッションだとかいろいろな対策を次々と打ってきていますよね。その一環がこの設置要綱であったのではないのかなというふうに思うんですよ。ゼロエミッションの要綱については、期限をきちんと切った中で、その目的達成のための対応をしてきたと思うんですよ。だけれども、この推進委員会の設置要綱は、そんな単年度を目的にして要綱をつくったものではないのかなというふうに思うんですよ。

そうすると、短期間、あるいは一定期間、長期間、いろいろあるわけですがけれども、そういうものを町がせっかくつくって、ごみの減量化だとか分別の徹底だとか、そういうものをきちんとやっていこうという中でつくられた要綱を、せっかくつくっておきながら、それが機能していないというのは、どういうことなんですか。自分たちが次から次と考えると、常にぱっと頭に浮かんだことを、大きなアドバルーンだけ上げて、ちよつとたったら、もうすっかりどこかへ忘れるか、そしてまた次のをやって、これやります、それでは私は納得いかないんですよ。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、この要綱に基づく推進委員の役割でございますが、まず情報の伝達ということで、印刷物などの配布などということになっています。これは廃棄物の排出抑制、分別、減量、再生利用等の処理のための情報ということのようでございます。それから不法投棄の監視、通報という役割、それから廃棄物に関する意見の具申、あとはその他必要な事項ということになってございます。それで、その対象となるのは、町内自治会ごとにおおむね1名と。この中で任期2年として委嘱するという内容になってございます。

この制度は、平成8年にできた制度でございますが、担当の者も代がわりしております

すが、さかのぼって確認いたしました。平成12年度の段階では、もう既に推進委員は委嘱されていないという状況のようです。その中で、なぜなのかということになるかと思いますが、現在、不法投棄の監視等につきましては、厚岸町の公害環境監視員という方が、これは委嘱しております。こちらの方に毎月1回、町内のパトロールを2名の方でしていただいているということで、この部分は、かわりに対応する制度を持っております。

それから、情報の伝達につきましては、さまざまな伝達媒体がございますので、その中で対応するというところでございます。

それから、意見の具申等々につきましては、さまざまなチャンネルを持って進めていくということで、そういった状況、それから町内には当時、衛生協会がございましたが、その中に各自治会の方がメンバーとして連ねていただいたと。そういう団体の中で意見が町に伝わってきた側面もあろうかと思えます。

現在、こういう町の要綱でございますが、この部分が今後において推進委員を設置しなければ、廃棄物の処理に多大な影響を及ぼすというふうには考えてございませんので、そういった考えがずっと引き続いてきているものというふうには考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 要綱としてはあるわけでしょう。それがいつの間にか、どういうわけでそれがなくなってきたのかわからなくなって、もう10年……、10年はちょっと大げさか、それでもできてから10年たつわけですよ。だけれども、その半分ぐらいの段階で、もうわからなくなりましたと。平成12年というから、言ってみれば3分の1、この要綱がもったかどうかと、ある意味では設置しながら、それからもうどこかに押し込められて、全くだれも手もつけず、条例改正でたびたび条例集、年4回ぐらい今、CDでやっているんですか。そのたびに網にかからないで来ているわけですよ。

ただ、せっかく設置する、そういう目的でつくられたものが、棚ざらしになってしまっているというのは、やっぱり変だと思えますよ。

それから、今、課長おっしゃいましたけれども、あれもあります、これもありますという話ですよ。そういうのであれば、もっともっと厳密にすべてのものをきちんと調査されて、むだなものはきちんと整理して、町民にわかりやすい、そういうものにつくり変えていかないと困るのではないかと私は思えますよ。

ごみの問題は、やっぱりまちづくり懇談会でしたか、町長も一緒に同行されてやっていたけれども、私たちの町内会というか、地域の懇談会でも、やっぱり分別収集、これはどうなんだろう、あれはどうなんだろうと。帰る時間になってから職員に、もうみんな立ってから質問しているんですよ。そうではなくて、やっぱり落ちついた時間の中で、きちんとそういうものも質問したり聞いたりする、そういう余裕を持ってやるのか、そういうことをやっていくのがこの制度、私は悪くはないというふうに思えますよ。

そういうことを含めて、やはりもう少し改善するのであれば改善する、そういうもの

をきちんとしていかなければ、まずいのではないのかなというふうに思うんですけども、何かあっちがあるからこっちがあるからという答弁は、私としては納得いきません。

●委員長（室崎委員） 助役。

●助役（大沼助役） 今、一般廃棄物適正処理推進委員設置要綱でございますが、この要綱は平成8年に施行しているということであります。その根拠はどこにあるかといいますと、厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条、ここでこういう委員会を置くことができるという規定があります。

ただし、今、担当課長が説明させていただきましたし、答弁にこれだけの時間を要するという事は、もう正直申し上げまして、この要綱設置当時の形態がなされていないということだろうと思います。これは私ども深く反省をしなければならないと思いますし、この要綱はそれぞれの町内各自治会に、おおむね1人程度に推進委員になっていただいて、それで一般廃棄物の排出抑制等に関する情報の伝達ですとか、それから不法投棄の監視ですとか、そういうことの役割を担っていただくということで設置した委員会でありますので、さらにもう一度この要綱の設定当初の考え方、もう一度整理をさせていただいて、その体制の整備に改めて努めさせていただきたいと、そのように考えております。

ここに至って形骸化しているというご指摘は、まことに反省をしなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

3目廃棄物対策費、他にございますか。

13番。

●菊池委員 先ほど16番委員より廃プラを油化する、ペットボトル、買い物袋の現物を入れてミキサー化して油にするという技術について発言されましたけれども、私の方は廃棄物の中でも廃発泡スチロール箱を接着剤に変えるという技術の件でお話ししたいと思います。

札幌市北区にありますノーステック財団、これは産学官協働の研究財団でございます、町長の言う「協働」です。そういう接着剤化する技術を発表しておりますけれども、ご存知でしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） その件につきましては、私は存じておりません。

●委員長（室崎委員） 13番。

●菊池委員 これはHBCテレビで2005年2月19日に放送されました。それで一応今ここに、一般会計の予算資料の中に、環境対策費、ごみ処理費の中でごみ処理中間処理施設整備事業、そのほかプラスチック用圧縮こん包機1台、発泡スチロール減容機1台、これらを事業内容として、一応6,543万6,000円、こういうような予算が載っておりますけれども、ごみ処理も必要でありますけれども、再生リサイクルとして再資源研究も、せっかくの税金を生かして使う方法として、よいのではないかと考えます。地元の関連会社の育成を図るとか、地元企業の活性化を図るとかという意味においても、協働の姿勢をこういうところ出す方法もいいのではないですか。そう思いますけれども、町長の考え方をお聞きします。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、私はその情報は知らないという前提もありますが、基本的に厚岸町で今、一般廃棄物の対応としては、生ごみについては、できるだけ堆肥化して、町内で有効に活用しようという視点で取り組んでございますが、その他の部分につきましては、現在は分別した後に、そういった適正処理、有効にリサイクル処理、もしくは再利用などを進める施設の方に引き取っていただいて、有効に活用していただくという部分を基本として進めております。

そういった視点ではあります。ご質問者は民間活力をというお言葉でございます。その部分につきましては、もし民間でそういうなりわいとして成り立つのであれば、取り組むところが、現在いろいろな方面で広がりを見せているという状況もありますので、まず産学官の研究のその部分が、事業化ベースに乗るのかどうなのかという部分も、私は情報を持っておりませんので、もしよろしければ、また私に情報をいただいて、その部分の内容を確かめさせていただいて、さらにどういう対応ができるのかという検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 13番。

●菊池委員 先ほど申しました産学官協働研究財産の発泡スチロール箱を接着剤に変える技術につきましては、一応金額とか特許関係とかそういうものも研究調査が必要だと思っておりますけれども、そういうことも含めて、一応研究していただきたいと思っております。

また、係としても商工会の方に飛び込んでいって、そういう相談をするとか、何かいろいろ研究する必要もあるのではないかと、そういうようなことも考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長）　まずは、その産学官の研究の内容を検討させていただいた上で、その先にあるものを考えさせていただきたいと思います。廃棄物の処理については、さまざまな方法が最近多方面で考えられてきております。あれもこれもという部分には、町としても対応し切れない部分もございます。こういった部分で行うのが効率的で最少の経費をもって廃棄物の処理に当たれるのかという側面も持たなければいけないというふうにも考えますので、そういったことを総合的に勘案しながら対応してまいりたいと思います。

●委員長（室崎委員）　よろしいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員）　3目、他にございますか。

（なし）

●委員長（室崎委員）　なければ、先へ進みます。

4目ごみ処理費。

8番。

●音喜多委員　ここでちょっとお尋ねしておきたいと思います。

ごみ処理場の中間処理施設としてリサイクルセンターということで、今年度、新しい施設をつくりたいというふうに考えているようですが、それはどのような考え方というか、どういう施設を中間処理施設とするのか、その辺の説明をいただきたいというふうに思います。

それから、今、廃プラの関係が多くの方から出ておりました。過去に私も一般質問の中で、廃プラのこれからの有効利用についてご質問させていただいた経緯がございます。

それで、今までの最終処分場に埋めた状況を見ますと、今言われているように発泡スチロールや包装容器のプラスチック類ですね、これは過日のあれでも、資源ごみ化は今進めておりますが、まだ町がお金になる段階ではないと。それを生かして有効に資源として使おうとしても、まだお金になる状況ではないというお話でございましたが、最終処分場に廃プラをとりあえず分別の中で埋めるというか、保管する言い方をされておりました。時代とともに、今はそれを有効に活用しようという機運の中で、今もなお廃プラについては、別にして最終処分場に埋めるのかストックしてあるのか、その考え方が時代とともに変わってきているのではないのかなというふうに私は思うんです。

それで、今までの最終処分場の延命のことを考えてみても、やはりそのことはちょっと別にしなければいけないのではないのかなと。過去の一時の最終処分場が、当初の予定から見れば2年ほど早く満杯になってしまったという、そのことが廃プラ類がかさばるといえるんですか、そういう場所をとることから、このようになってきたというふうに考えますし、その廃プラが今有効活用されようとしているとするならば、やはり扱いと

して別にしなければいけないのではないのかなというふうに思うんですが、その辺いかがですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、中間処理施設整備事業の内容でございますが、まずリサイクル処理施設の整備がございます。この中で対応するのは、廃プラスチック系の処理、それから発泡スチロール系の処理ということで、現在、昨年5月から廃プラスチック系のごみについては、資源ごみの分類に変えさせていただいて、暫定的に行っているという表現を使わせていただいておりますが、その背景にあるのは、集めた後どう処理するのかという問題がございます。これは現在は、さきに進めておりましたペットボトルの減容機を使って圧縮こん包をしているわけでございますが、実はこの施設は、能力的に劣ると。きちんとしたこん包ができないという状況でありまして、余り無理はできないということがある。それから建物の中でないと、廃プラスチックとして出されたごみの中身を確認できないと。屋外であれば、風だとか雨だとか雪だとかという状況で、天気の日無風の日でないと、外で広げることができないという状況がありますので、現在は半透明の袋の中に入れてくださいとお願いしておりますが、その中にあるもので、もう感触的に大丈夫だという部分、これは間違いなくほとんど大丈夫だろうと、廃プラスチックしか入っていないだろうという部分だけ圧縮こん包の方に回してございます。

そういった状況がありますので、現在その部分は約10トン程度という数字でございます。この部分は最終処分場の中には仮置きしておりませんで、ごみ処理場の敷地内に別の場所に確保して置いております。これは平成19年度において引き取り業者の方に回したいなというふうに考えてございます。それを、今はそういう状況でありますので、きちんとした建物を建設して、廃プラスチックとして出されたごみを、中を全部開いて、それで不純物は取り除いて、しかも能力的に高い機械をそこに導入して、圧縮こん包するというところでございます。それでこの圧縮こん包するのは、搬出するときにトラックでないと運送できませんから、圧縮することによって、より多くの運搬を一度にすることができると。それから引き取る側の方にも、そういう圧縮を求めるとというのが基本でありますので、そういった状況に対応するための整備をしたいということでございます。

それから、発泡スチロールについては、今まで対応することができなかったんですが、昨今の状況からすると、この部分についても対応する必要があるということで、これの減容機も入れたいということでございます。この発泡スチロール系につきましては、そんなに数はないという状況ではあります、1日当たり1回の収集で10個20個という単位は必ず入ってきます。ですから、ちりも積もれば山となるということで、かさが多いものですから、重さ的にはありませんが、かさがあります。ということは、最終処分場を短命化してしまう結果にもなるということで、これについても対応したいということでございます。

それで、2つ目の質問の最終処分場との関係も、実はこの中間処理施設は関係してございます。平成18年度の途中から第2期の最終処分場の方を使ってございますが、その

部分につきましては、今まで平成17年度までは廃プラスチック系のごみも燃やせないごみとして埋め立ててきたわけでございます。そういった状況を今後も続けるということは、最終処分場の寿命を短くしてしまうということがあります。現在、2期目の施設は、掘った部分にごみが入って平らになった段階で、閉鎖処理をしなければならないという基準の変更もございまして、第1期の処分場よりは容量はどうしても小さいという状況にあります。ですから何とか廃プラスチック、それから発泡スチロール系のごみの分別処理を徹底するのをお願いをする前提として、この施設の整備がやっぱり必要であると。この施設の整備をして稼働したときには、現在お願いしている部分を、より徹底をお願いするという体制をもって進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それからもう一つ、ごみ中間処理施設の整備事業の中には、一時保管施設という施設もつくる内容になってございます。この施設は、従来ですと持ち込みごみなどは、実はほとんど燃やせないごみだという扱いで、最終処分場の方に持ち込んで、そこで内容を確認して、燃やせるものはまた戻して、資源ごみだったものは資源の方に回して、それで燃やせないごみをそこで埋めるというのが基本ではあるのですが、トラックや何かで持ち込まれたものは、その場にあけてしまうと、なかなか現場の処理としては、それは難しいと。やっぱりそのままごみを上に置いてしまうわけですから、それでは現場の対応も、基本論だけ言っても、なかなか進まない部分が実際問題としてありました。そういうことを効率的に行うために、ごみ処理場の入り口、最終処分場よりも手前の方に、一時のストックヤード、一時保管施設を建設して、まずそこに持ち込まれたごみを置いて、それで確認した上で、燃やせないごみだけを最終処分場に持っていくという作業をしたいということが1点。

それと、従来は瓶類の中で色のついた瓶類があります。こういったものは引き取りしていただくには破碎処理をしなければならないんです。今は実はフレコンバッグといいまして、大きな丈夫な袋の中に瓶を入れて、手で割っていたんですね。これは非常に言葉で言うのは簡単なんですけど、重労働、しかも危険を伴うということもあります。ですから、きちんと鉄筋コンクリートの床板のあるところ、それから囲われたところの一角に一時保管して、それを重機でもって押しつぶすと、機械で押しつぶすという作業もする場所が必要だということで、そういう作業に対応する施設をここでつくりたいという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 よくわかりました。そういう中間というか、最終処理する段階の中間処理の中では、正直言って苦勞されているという話は聞いていたんです。今回、建物の中でそういう処理をできるということは、そこに従事する人方も大変いいだろうというふうに思います。特に今言われましたように廃プラの関係について、過去の1期目の最終処分場の延命というか、早い時期にいっぱいになってしまったのは何だろうということを考えれば、やはりそういったことだったんだということは証明できたわけですけども、時代の趨勢とともに廃プラや発泡スチロール、そういったものが資源化になるということであれば、非常にいい、ごみも時代とともに進化しているというか、そういう考え方

でいいのではないのかなというふうに思っております。ぜひそういうことで、やりやすいというか、いい方向で取り組んでいただきたいというふうに思います。答弁はいいです。わかりました。

●委員長（室崎委員） 答弁はいいんですか。

14番。

●田宮委員 1つはごみ処理場管理の3,915万3,000円ですね。本年度当初では1,795万3,000円ですから、2.2倍ぐらいに予算が膨れているわけですが、これでごみ処理場がどう変わるのかということですね。約2,200万円当初と比べると予算をふやしているわけですが、その辺についてご説明ください。

それから、この中で生活環境影響調査委託料というのがありますが、これはどういう調査をやられるのかお聞かせをいただきたい。ごみ処理場の中間処理施設については、今やりとりがありましたから、よろしいです。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

ごみ処理場管理という事務事業の予算が、当初予算では3,915万3,000円、昨年度よりも2,120万円ほど増加になってございます。この要因でございまして、実は今年度、平成18年度でごみ焼却処理場の大規模改修を行ってございます。この内容は皆さんご存知のとおりですが、ちょっと繰り返させていただきますが、ごみを燃やすことによって生じる排ガスの排出基準が、なかなか守ることが難しくなったということがございまして、それに対応する排ガス処理の方式の変更をさせていただきます。従来はスクラバーマルチサイクロン方式という方式でございましたが、今回導入いたしますのは、バグフィルター方式ということで、これについては、ごみ焼却処理場のガス処理に対応するため、ほとんどの施設が、改修に当たってはこの方式を取り入れているということでございます。その施設の運転管理に要する経費が増加になっているということでございます。設備を導入しただけでは排ガスの処理はできませんで、その内容としては、活性炭入りの消石灰を使います。これは排ガス中のばいじんを活性炭で吸着すると。それから排ガスの酸性化を防ぐと。酸性化になると金属類を腐食させる原因になりますから、そういったものを防ぐということがまず1点。それから、焼却した後の灰を薬剤でもって固化処理するという必要も必要でございまして。

それから、燃料費として、A重油を補助燃料として使いますが、これはダイオキシンという有毒なガスが発生する要因として、ごみを燃やす炉内の温度が800度以下になると、そういう発生を誘引する要素として大きくあるということで、800度以上、850度ぐらいまでの一定の温度を保つ必要があるということでございます。いろいろなごみが入ってきますから、新たなごみを入れた段階で、一たん温度が下がるということを防ぐために、補助燃料として使うということでございます。

それから、この設備を稼働させるために電気料も必要になります。能力アップするた

めに、煙を追い出すためのモーター等々、それから減温塔といいまして、850度まで高まった排ガスをこの減温塔の中に、噴霧状の水を煙と一緒に飛散させまして、その飛散させる効果でもって温度を下げると。それでその先にある設備の方の負荷を、温度の高いままだと、その後の設備に影響しますから、そういったコンプレッサー等々の電気代などがかかります。こういったことで、そういった消耗品費、燃料費、電気料などが必要となってくるということでございます。

それで、私、どの施設も、既に稼働している施設も、対応状況を調べさせていただきましたが、皆さんやっぱりこういった対応はして、経費をかけてございます。いわばこれだけの経費をかけなければ、今国が定める排出ガスの基準はクリアするのは難しいという状況にあるようです。ただ、この金額につきましては、まだ机上の計算でございます。1年間運転した状況の中で、実績がこれ以上かかるのか、それとも少なくとも済むのかという部分は、今後見きわめさせていただきますが、とりあえずは能力、それから基準からして計算値でもって現在は計上させていただいているという状況でございます。

それから、生活環境調査についてでございますが、これは第1期の最終処分場を今年度閉鎖する工事をしてございますが、閉鎖後の処理として、法律の基準として、ここから出る水類、それからそこから出るガス類等々の測定を2年間継続してするという事になってございます。そのための法定の検査をするための予算ということでございます。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 2,100万円ぐらい当初と比べると予算がふえるということで、例えば炉を定温に保つということは、従来からやっていたわけですね。それでないとごみの焼却炉として用を足さないというようなことで、炉の温度は常に定温であるように、今までもやってきたのではなかったのかということなんです。事改めて、そのこのところをどうするというものではないのではないかというふうに思うんです。ただ、施設としては、さっき何年たったと言いましたかね、かなり老朽化してきたと。そのために、さらに長持ちをさせるために、今回手を加えなければならないというようなことだと思うんです。いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

確かに炉内の温度を一定に保つために、補助燃料として重油は使ってきました。その金額は50万円から60万円ぐらいという金額でございます。今回提案させていただいているのは430万5,000円ということでございますが、これは実は従来は炉の中の燃えているその場所を、800度に保てば何とか大丈夫ではないかというふうに考えて進めてまいりましたが、実は平成17年度において、専門家の先生に見ていただきました。そういった状況の中では、炉の中ではなくて炉の出口で800度以上に保つ必要があると。そういった運転管理をしなければ、後々排ガスの基準を安定的に守るということには難しさがだんだ

ん出てきますよということでございます。それと余り高温になると、炉自体の傷みが激しくなるという部分も一方ではございます。そういったジレンマを抱えながら運転管理をしてきたという状況がございます。

今回の改修におきまして、一部炉内の耐火物の取りかえはしましたが、もともとあった母体になるものは、今回は取りかえてございません。ですから、そういったものは、今後こういう高温でずっと運転するという状況の中では、かなり傷みも出てくると考えますので、耐火物の取りかえ等は、何年かに1回は出てくるのかなと、対応しなければならないのかなというふうに考えてございます。

そういった法律の排出基準を守る、それから安定的なごみの焼却をするというためには、どうしても補助燃料が必要だということが、今回の改修によって改めてわかりましたので、計上させていただいている内容でございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 それで、今回、延命策をとるわけですね。これはどのくらいの期間、有効というか、そんなことを言われても困るということかもわからないけれども、その辺はどういうふうに押さえているんですか。結果的には施設は老朽化していくし、延命策を講じる頻度が、だんだん期間が短くなっていくと。例えば1回補修をして3年もったものが、もう3年もたなくなると。結局2年になる、あるいは1年になるというふうなことではないかなと思うんですけれども、その辺いかがですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問者が言われる部分については、断定的には申し上げられないということを、まずおわかりいただきたいと思います。さきに改修した施設についても、4年を待たずして腐食を起こしてしまったと。それと排ガスの対応がかなり状況的に対応しづらくなったということが出てまいりました。そういった反省に立って、今回そういったことがないようにということで、排ガス処理の設備の方式等々も選定させていただきました。

ただ、施設全体がもう古いと。先ほど申し上げましたが、炉自体も古いということで、改修に改修を重ねて使ってきた施設でございます。できるだけ法の基準を守りながら、なおかつできるだけ施設の耐用を長く持っていきたいというふうにも考えています。その後にあるのは、やっぱり広域化でもってごみ処理をしていくということになるろうかと思えます。単独でごみ焼却処理場を持つのは、かなり負担的な要素としては大変だという側面もございます。そういったことを総合的に勘案しながら対応してまいりたいというふうに考えますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 耐用年数がだんだん短くなってきて、いずれは改築というか、建て直さなけ

ればならないというふうな時期が来るのではないかと思います、それはいろいろと延命策を講じていくけれども、もう大体何年たったら改築をしなければならないというふうなことは考えておられるのですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） その部分につきましては、従来から東部4町ということで、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、いわゆる釧路広域連合に入っていないこの4町で検討をしてきております。そういった中で各焼却処理場の耐用年数というのは、それぞれまちまちだという側面もあります。その中で厚岸町が一番状況としては悪いという状況にありました。そういったことをまず回避する必要があるということで、今回の改修に至ったわけでございます。その先にある4町の協議の中では、まだ年度を区切った議論というものは出てきておりません。ただ、少なくとも10年後をめどに、10年以内に対応するというのを一つの目安としてはどうかという意見も出てきております。

もう一つは、釧路管内の町村レベルで、これは広域連合に入っているところもそうですが、そういった中で広域化という部分の検討を、釧路支庁の主導でもって、広域処理できる事務はないかという一つの中で、この廃棄物の対応を検討するというので、これは係長レベルが入って、今検討に入っている最中でございます。これは昨年12月に立ち上がった組織でございますが、この中でもどのような処理をすべきかということで検討しているところでございます。根室管内では、根室市を除く4町で、この4月に共同のごみ焼却処理場が稼働する予定になっております。これは町ですから羅臼町、標津町、中標津町、別海町、この4町で広域連合をつくって、その施設を建設して稼働するというので、非常に東部4町にとっては参考になる施設かなということでありまして、近々この施設の視察も予定しているところであります。

そういった状況、個別の町の事情、それから総合的にどういう選択をしたら効率的なごみの処理と経済的な処理ができるのかと、こういう総合的な判断を今後していきたいというふうに考えているところですので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 この焼却炉を厚岸町は単独で持ってきましたね。やはり単独で持つというのは、炉の容量ですか、限度がありますよね。これだけのごみを燃やさないで、それより少ないごみだと炉としての用を足さなくなってしまうということで、一定のごみを入れないと使えないというふうなことがありますよね。そういうことを考えていくと、厚岸町単独で今後焼却炉を持つということは、大変困難ではないかと。そうしますと、広域でやはり持つようなことが考えられる、そういうようなご答弁だったと思うんですけども、そうしますと今からそういう準備が、財政的な問題もありますし、それから厚岸町単独ではありませんから、その他の町村との話し合いもあるでしょうし、そういうことで、やはり早目に計画を立ててやっていくということが必要になると思いますが、その辺はめどなんか考えておられますか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、広域化を進める一つの理由として、実は国庫補助金、今は交付金化になりましたが、その対応が単独の焼却処理施設には交付しないという制度に変わりました。廃棄物の処理については、広域化を前提として国が財政支援するという制度に変わったものですから、新設の炉につきましては、広域化しないで単独でやるという部分は単費で対応するという状況になろうかと思えます。

ただ、お金があればできるかという点、北海道自体が広域化するという前提でもっていろいろな行政を推し進めてきていますから、その設置の届け出や何かのときにも、かなり広域化できない強い理由がなければ、建設は認められないものというふうに思います。そういった状況もありますので、今後におきましては、何とか広域化の話をまとめる必要があるというのは、今、東部4町の中での統一した考えであります。ご質問者おっしゃられるように、そういった部分を今後もっと煮詰めていく作業がこれから待ち構えているわけですので、今その2つの組織でもって、いろいろな種々検討しているところがございますので、ご理解願いたいと存じます。

（「いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） いいですか。

この目、まだございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） それでは、ここで休憩に入って、その後進めようと思います。

休憩します。再開は3時45分。

午後3時15分休憩

午後3時45分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

157ページ、4目ごみ処理費です。

12番。

●谷口委員 今、ごみ処理場の収集運転は委託しているんですけども、町職員でここにも張りついて職員はいるんですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

ごみ処理場を担当している町の職員につきましては、現在、衛生センターの所長がごみ処理場の場長を兼務しているということでございまして、この2つの施設を行き来しながら対応している状況でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 ごみ処理場に収集されるごみと、持ち込みされるごみがありますよね。持ち込みされる場合は、有料で処理していると思うんですけども、これの公金の扱いというか、これはどういうふうに行われているんですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 本収集運転の業務委託の中に、持ち込みごみの収納業務も委託業務の中に含めてございます。現場的には受託した会社の社員が受け渡しをしております。これはトラックスケールがございまして、そこでもって、必ず行き帰りここを通りますから、重量は計算されて、そのチェックはできることになってございます。

ただ、公金はその場に行って、町の職員がその施設に行って、そこで受け取って、指定金融機関に引き継ぐという手続をとっているところでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、ごみを持ち込んだときには、委託管理されている業者がお金を受け取るけれども、そのお金は町の職員が回収するということですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 現場的には、現場での収納業務は、受託会社が行います。それでその施設の金庫の中に一時保管すると。それでその金庫から指定金融機関に引き継ぐ業務は、町の職員が現場に行って、みずからそこからお金を引き出して引き継ぐという作業をしております。

（「わかりました。いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

他に4目ありますか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。
161ページ、5目し尿処理費、ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 次は165ページ、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2目農業振興費、ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 3目畜産業費。
12番。

- 谷口委員 ちょっとお尋ねしたいんですが、ここに自給飼料増産総合対策事業というのがあります。それで今問題になっているのは、オーストラリアとのEPA交渉、この問題が大変大きな問題になってくると思うんですが、日本の農業とオーストラリアの農業の違いはもう歴然としたものがあると思うんですよね。それで農産物の輸出を主たる産業として、もう国としても位置づけられておりますけれども、日本のような農業国は、やはりきちんとした対応をとっておかなければ、さまざまな問題で大きな問題を後々起こすことになっていくということを考えれば、太刀打ちできないそういうものは、やめればよいというような簡単な問題ではないのではないかというふうに思うんです。

それで、今後、世界的に見ていけば、食料危機が当然予想される。そういう中で日本の農業をどう守っていくかということが、非常に大きな問題になってきているわけですが、現在、北海道が試算しているところで、もし関税の撤廃がされた場合には、北海道で1兆3,700億円の減収が予想されると。農家も2万1,000戸、あるいは雇用労働者等が4万7,000人、職を失うというような試算がされているわけですが、これらについて、厚岸町に当てはめて計算をされたことがあるのかどうなのか。それからもしされているのであれば、それはどういう影響を厚岸町に与えるのか、それについて説明をされたいと思います。

それから、自給飼料増産の問題なんですけれども、今、配合飼料等の穀物原料が非常に、バイオ燃料なんかの関係で高騰が続いているということなんですけれども、その影響は今、町内酪農にどういうふうに出ているか、ちょっと説明をお願いいたします。

- 委員長（室崎委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 日豪EPAの関係であります。WTOにつきましては、ご

存知のとおり世界の貿易のルールということでもあります。それでF T Aにつきましても、特定の国との自由協定ということで、消費者については輸入品が安く入ってきて、利益はあります。ただし、デメリットとして、関税による国内産業の保護が非常に難しくなるということでもあります。新聞等でほとんど毎日のように、このE P Aの関係については報道されているということでもあります。事、日本とオーストラリアのE P Aに関しては、日本にとって最小の利益と最大の損失をもたらすという専門家が多いという内容であります。

事、厚岸町に当てはめると、厚岸町においては現在、試算したところによりますと、厚岸町の影響額は40億6,400万円という数字が出てございます。実はこの40億6,400万円、これは酪農だけあります。この肉用牛とその他合わせると41億800万円、これが影響額という内容であります。これについては、直接のこれまでの現状の生産額から見た影響額が、ほぼ71%の減少というふうに、今のところそういう数字で見えております。

あと、2点目の自給飼料の影響であります。これについては、牧場その他で配合飼料、こういったものが、それぞれ中国の影響、それから液体燃料にするということ、アメリカでデントコーンの液体燃料化ということが今盛んに進められているということの状況もありまして、このデントコーンが上がっているという内容であります。今回予算に計上してございます255万円、この関係につきましても、当然、小澤委員の一般質問にもお答え申し上げましたが、十勝と釧路の酪農の差につきましても、十勝については、あのような暖かい天候で、畑作物、デントコーンがとれて、それをえさにまぜて牛に食べさせる。ところが、この釧路については、気象状況の関係でデントコーンがいま一つ普及をしていないという状況がありまして、平成16年から自給飼料の増産総合対策事業ということで、試験化を含めて今年3年目になるわけですけれども、昨年と同額の予算と、それから規模、面積的にも同じ規模で、今年3年目をやってみようということでございます。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 今説明を受けたんですけれども、71%の影響というか減少に、これはそういう説明を受けたんですけれども、このままもし厚岸町の酪農家、あるいはそこで働く関係者、そういうものを含めていくと、どういうふうになっていくのか、もう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思うんですが。これがどうなるのか、もうこれは何としても、毎日の新聞を見ていると、この交渉を進めていくというような報道がなされているんですけれども、これについてのさらなる運動の展開等を含めて、もう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、自給飼料の問題ですけれども、今はもう輸入の問題でいくと、非常に高騰が続いているということですよ。そうすると、やはりこれに対しては抜本的な強化が、今後に向かって続けていかなければ、去年程度というのでは、まずいのではないのかなというふうに思うんですよ。これは北海道の補助事業でありますけれども、この枠の拡大等も含めて、今後、強力に進めていかなければならないのではないのかなというふう

に思うんですが、その辺は今後どういう見通しを持っているのか。

それから、この補助事業以外で個々の作付なんかが、これをやることによって広がっていく見通しがあるのかどうなのか、その辺についてもお伺いをいたします。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、他産業の影響ということでありまして、厚岸町におきましては、他産業、例えば運送業とか、そういった分野にも影響が当然いくわけでありまして、その分の試算はしてございません。

管内的にも、釧路管内トータルで844億円という数字が出ているわけでありましてけれども、この数字も直接的な影響額ということで、ひとつご理解いただきたいなというふうに思います。当町においては、まだ試算はしていないと。先ほどの影響額につきましては、あくまでも直接的な数字ということで、ひとつご理解をいただきたいとします。

それで、今後の運動の展開というお話をしてございましたが、既に北海道が取りまとめをして、道の農政部が署名運動をまとめて、これを今、国の方に提出をするという段階であります、既に1月31日にミルク・アンド・ミルクの、海のミルクと山のミルクの消費拡大運動が終了した同じ日に、そういった管内的な規模で、このFTAの反対といいますか、関税撤廃をしないようにということで、そういった運動も展開してきているわけでありましてけれども、今後もこういった、参議院議員選挙が7月にありますが、それが終了次第、交渉も本格化すると。ただ、オーストラリアとの第1回目の交渉が、その選挙前に1回行われて、まだ行われていませんが、オーストラリアの首相が来日して、日本の安倍総理大臣と会談をしたという内容が新聞等では出ておりましたが、交渉が本格化するのには7月の選挙以降ということでありまして、運動の方もそういった関税撤廃をしないようにと、そういう運動については、今後運動が激しくなってくるのではないかとこのように見てございます。

それから、デントコーン作付の関係でございます。支援につきましては、防衛の事業を導入して、170ページの3,000万4,000円の予算を既に計上させていただきましたが、この中にデントコーンの作業機の機械を導入すべく計画してございます。既に予算として盛り込んでおります。今後の展開でありますけれども、そういった作業機の導入計画を今現在持っております。作付の拡大支援ということで、1つ今回、予算を計上しているという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 いやもう少し、やっぱり厚岸町にどんな影響があるのかということをもっと具体的にさせていただかなければ、一般的な影響額、今説明されているのは、農家の影響でしょう。農家直接の影響ですよね。それで農家だけでも合わせて41億円、生産に換算すると71%減少してしまうのではないかと説明なんですけれども、もしこれが行われれば、結果的に農家ができるのが、今ある農家の、今何戸あるのか、そのうちの何戸がもうやめざるを得なくなると、結果的には何戸しか残らなくなりますよということ

を、やっぱりきちんとする必要があるし、今もう厚岸町の酪農も地域の産業と密接に絡み合って、コントラだとかそういうことを含めれば、かかわりを持たなければ成り立たないところまで今は来ているわけですね。そうすると、建設業界等に与える影響、どのぐらいあるのか、あるいは運送業者に対する影響はどういうふうになっていくのか。そうすると、年間でこういうふうになっていきますよという分析をしていかなければ、地域としてはこの運動というのは盛り上がってこないのではないのかなというふうに思うんですけども、それらについてはどういうふうを考えていくのか、押さえているのか、そういうことを説明していただきたいと思います。

それから、デントコーンの作付の問題ですけれども、結果的には試験を含めてやっている増産総合対策事業、これを前年度と同じ予算でやりながら、これは作付は確実にふえているんですか。それともこの事業の範囲内で行われているものなんですか。その辺について、もう一度答弁をお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 間接的な影響について、もっと詳細な内容ということになります。確かに委員おっしゃるとおり、建設業、それから運送業、そして商業と、地域全体にわたって影響が出ると。単に別寒辺牛、あるいは太田、片無去、尾幌、そういった地域だけでなく、町内全体に影響を及ぼすというふうに、当然そういうふうになってくるわけでありまして。それから農業団体もいろいろあります。乳検もありますしヘルパーもあります。もちろん農業協同組合、それから共済組合、そういった関係団体いろいろ、当然波及をしてまいるわけでありまして。当然71%の直接的な影響額はありますけれども、これによって農家が相当数減るのではないかと私どもは見ておりますけれども、予想として何割が離農を余儀なくされるとか、そういった影響は、まだ今のところ調査はしてございません。今後につきまして、いろいろ資料等々そろってれば、そういった影響も、とりあえず算出も可能かなとは思いますが、現段階では資料等不足しておりますので、まだ試算はしていないという内容であります。

それから、デントコーンにつきましては、平成16年度に4戸でスタートいたしました。それから平成17年度については、38.3ヘクタールを実施しております。今年も同じでありますけれども、そのうち30ヘクタール分については、その分補助が出るんですけれども、あと残った分については、補助が出ないということになります。1反歩8,500円助成されるということで、30ヘクタール分でのこの255万円の補助になるという扱いであります。

平成19年の数字をちょっと訂正させていただきます。43ヘクタールで7戸ということでございます。将来的には180ヘクタール程度の作付目標を考えて進めている事業ということでございますので、ご理解を願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 このEPA交渉については、やっぱり地域挙げての取り組みになると思うんですよね。それで町長がなんぼ中央に行ってお願ひしたって、厚岸町内の町民の理解が

きちっと得られていないと、やはりその運動は空回りになると思うんですよ。一部の業種・業界の代表みたいになっては困るんですよ。やっぱり厚岸町内にこんな影響が出るんだということを明らかにしながらやっていただかないと、結果的には、何か今、全道的にやっているから、厚岸町も一緒にそれをやるんだというのではなくて、やっぱり厚岸町の現状、そういうものをきちんと押さえて、そして他産業に与える影響等も十分につかまえた上で運動を進めていっていただかなければ、過疎化にますます拍車をかけることと、我々の胃袋を外国にゆだねるわけにはいかないわけですよ。結果的に自給率は、今もずっと40%台から上がっていかないわけでしょう。これを何とかしようというのが、政府の目標でありながら上がっていかない。そこに追い打ちをかけるようなEPA交渉ですから、これは何としても阻止しなければならないし、ここでもしこれが一つこじあけられれば、ほかの国との交渉にもどんどん影響していくわけですよ。そうするともう日本の農業は、足も腰も立たないように壊滅的な打撃を受けるのははっきりしているわけですから、その辺については、やはり十分な調査をした上で、この問題に対処していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから、デントコーンの作付については、これは試験も含めて今やっているわけですよ。それでこれがもし順調に進んだとしたら、今後新しい補助事業だとかそういうものに道が開けていくものなのか、それともこれはこんな程度で終わっていくものなのか、その辺ではどういうふうに考えているんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、日豪のEPA関連につきまして、お話しさせていただきたいと思います。

ただいま12番からご指摘あったことなんですが、そういう思想を持ちながら関税撤廃反対運動をいたしております。申すまでもなく今回の交渉に当たって政府等に強く訴えておりますのは、農業だけの問題ではない、地域の崩壊につながる重大な課題であるという、農業だけでなく、地域の崩壊というものを正面に出しながら国に強く訴えております。そのためには北海道の消費者協会ともども行動いたしておりますし、さらにはまた経済界も含めて行動を展開いたしておりますところでございまして、そういう意味においては、本当に大変な課題を抱えた今日であり、しかも酪農は厚岸町の基幹産業であります。この基幹産業を守るために、これからはしっかりと各関係方面と連携をとりながら頑張ってもらいたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、自給飼料増産総合対策事業の関係につきまして、再度のお尋ねに対して、ご答弁申し上げたいと思います。

先ほども答弁したように、あくまでも農協としては、180ヘクタール作付を目標としているという内容であります。今年3年目でありますけれども、5年間この補助事業が有効ということで、今年、平成19年度を含めてあと3年ほどございます。それでこの5年

間の後どのようになるのかということでありましてけれども、現在のところ見通しはございません。ただ、あと3年あるわけでありましてけれども、この事業が実を結んで、経営改革、あるいは乳質等々、そういった面で効果ははっきりと出てきた段階で、5年間たって、そういった効果も含めて良好ということであれば、北海道、あるいは国としても、新たな補助の道も開けてくるのではないかとこのふうには考えてございますけれども、現段階としては、5年間補助を使いながら、作付面積等々広げて、そしてより効果のある自給飼料として、それで酪農家に十分また広がるような形でやっていければなというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 町長、ひとつそれはよろしく願いいたします。

ただ、自給飼料のデントコーンの関係ですけれども、5年間やるわけですよ。5年間やって、5年間たってから考えるのでは、やっぱり遅いと思うんですよ。だから1年目、2年目、3年目それぞれの効果だとか問題点だとか、そういうものをいろいろ明らかにしていったら、6年目からどうするかというふうにはいかないとだめだと思うんですよ。

ですから、そういうものは、もう今年が中間年ですから、次のものをやっぱり考えられるような対応をしていただかなければ困ると思うんですよ。その辺ではどういうふうに考えていますか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 茶内にあります農業改良普及センター、ここの職員と、それから農業共済組合等の職員、繁殖関係の講座、勉強会、それからこういった飼料、えさの方の勉強会その他、各地区を回りながら、こういった自給飼料のPR等もやってございます。実際にこれらを使って作付している農家等の状況もPRしながら、決して5年間たってからということではなくて、委員おっしゃるとおりで、今年が中間でありますけれども、こういった成果をほかの酪農家の皆さん方、地域の皆さん方にPRしながら、作付等、今後この事業のほかに新たな事業の展開も開けてくるのではないかとこのふうには考えてございますので、支庁を通じましてこの勉強会が今行われておりますので、そういったことを積み重ねながら、新たな事業展開を図ってまいりたいというふうには考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

（「いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） 3目、他にありますか。

9番。

●松岡委員 再度聞くことになるのか、よく理解していないので、ちょっと説明願いたいと思うんですが、矢白別演習場周辺の農業機械整備事業ですが、これはどういうシステ

ムになって、どうなっているのか、この点ちょっと詳しく報告ください。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 矢臼別演習場周辺農業用機械整備事業であります。この件につきましては、先ほどお話ししましたが、作業機を2台購入する予定です。1台につきましては、モアコンディショナーという機械でありまして、草を刈るという機械であります。この機械については、3,365万円を予定してございます。それからもう1台につきましては、デントコーンの作業機を予定してございます。これについては、畑を起こすプラウという機械と、それからハローといたしまして、起こした土を細かく砕く機械なんですけれども、そういった機械、それからコーンアタッチといたしまして、デントコーンを刈り取る機械、これらを一式で作業機として購入をするということであります。事業主体は、農業協同組合でございます。補助率は3分の2を予定しております。

以上です。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 そうすると、事業主体が農協でもって、半分が助成と。ということは……

（「3分の2」の声あり）

●松岡委員 半分が助成ですね。その半分というのが3,686万円でしょう。そういうふう理解していいわけですね。

●委員長（室崎委員） 資料の16ページ。
産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 予算資料の16ページに矢臼別演習場周辺農業用機械整備事業ということで、全体事業費が5,543万4,000円でありまして、そのうち3,686万円、これについて予算計上をしているという内容であります。それで66%、3分の2補助であります。

（発言する者あり）

●産業振興課長（大崎課長） 5,543万4,000円のうち、国が3,686万円であります。それに加えて、事務費が14万4,000円ありますけれども、事務費を加えた額を今回予算計上しているという内容でありますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 9番。

- 松岡委員 それはわかるんですよ、この予算書を見れば。町の持ち出しが14万4,000円ですからね。これは実際に、そうしたら農協が買うんですね、農家個々に売るのはなくて。そしてその半分を、矢白別演習場の関係でもって防衛庁が金を出す、補助するというふうにとらえていいわけですね。

(「3分の2」の声あり)

- 松岡委員 3分の2を。これはずっと続くんですか。
そして、もう一つ聞くけれども、各農家個々にはそういうような制度はないんですか。農協、いわゆる団体だけなんですか。そこらあたり詳しく教えていただきたいと思いません。

- 委員長（室崎委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） これは交付金事業ではなくて、民生安定事業でございますので、3分の2補助ということでご理解をいただきたいと思えます。

この事業は、受益農家等はあるんですけども、農協が事業主体で共同作業といいますが、共同で使う機械というふうにご理解をいただければなと思えます。個人ではなくて、共同で使う作業機械ということでご理解いただきたいと存じます。

それから、補助の継続というお話でありましたけれども、現在までのところ21年度までですね。その先については、まだお話しはしていませんけれども、平成21年までの導入の計画は持っています。ちなみに来年度につきましては、自給飼料の貯蔵施設を予定しております、平成21年については、トラクターとかそういった作業機を導入するという計画で現在進めてございます。

- 委員長（室崎委員） 9番。

- 松岡委員 その周辺農家というか、いわゆる農協、これはどこの農協ですか。トライベツもそれは含むんですか。浜中農協とかそういうところも対象になっているんですか。

- 委員長（室崎委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） この事業の対象については、釧路太田農業協同組合というふうにご理解いただきたいと思えます。

それから、トライベツ地区につきましては、農協が浜中農協でありますので、浜中農協は浜中農協で独自に同じような事業、3分の2の民生安定事業をやっておりますので、町内的には網羅されているのかなというふうには思えます。

- 委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 そうすると、この事業に対しては、農協お任せだから、町は実際にはトライベツには関係ないと。矢臼別の周辺農家というのは、それは周辺というのはいろいろ幅広いと思うんですよ。一番影響をこうむっているのはトライベツだと思うんですよ。そこらあたりは全然、町はトライベツの方は浜中農協にお任せですか。そこらあたりの考え方をお聞きします。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 浜中農協にお任せではないのかというご意見でありますけれども、この民生安定事業、農協が事業主体であります。それで浜中は申請者といいますか、この3分の2補助事業を採択してもらうに当たって、防衛施設局に要望に行くわけでありまして、それはもちろん町村職員も行くわけでありまして、双方の農協も行きます。それで厚岸町の場合は釧路太田農業協同組合でありますので、当然、釧路太田農業協同組合管轄で一緒に同行するわけでありまして、浜中農協の管轄につきましても、浜中町の職員が同行して要望なり要請に上がるという内容であります。決してトライベツ地区について、浜中町だから放っておいているというわけではなくて、そういった農協が、たまたま厚岸町の管轄なのか浜中町の管轄なのかということで、結果的に分かれた形にはなっておりますけれども、実際のところ事業は、もとは1本というふうにご理解いただければと思います。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 課長の話を知っていると、まるきりトライベツの部落は厚岸町ではない、浜中町の町民だというふうには聞こえるんですね。もう少しそういった事業も理解して、やはり浜中農協に付随するなりなんなりして、町がやるのがやっぱり本当ではないですか。厚岸町の町民なんですよ。浜中町の町民ではないんですよ。それは農協が、地理的にどうしても仕方がなくて浜中町に入っているだけの話で、そこらあたりはやっぱりもう少し親身に考えてほしいと思います。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

厚岸町という行政区域にありながら、農協所属ということで、トライベツは浜中農協、私から答弁するまでもないんですが、そこで農協が事業主体にならなければ、補助をもらえないわけでありまして、当然トライベツの酪農家は厚岸町民です、厚岸町としてはこうしたい、また酪農家と協議の中でこうやろうということに相なるわけでありまして、事業主体が農協になるものですから、どうしても太田農協と浜中農協になるんだという点でございますので、あくまでも厚岸町としてやることであります。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 いや私は、事業主体が浜中農協であろうと太田農協であろうと、これはいいと思うんですよ。実際にそのこと自体を、浜中農協に加入しているトライベツの住民が、このことを理解しているんですか。私が聞いている範囲内では、そんなことは知らないという話です。もっとも浜中農協でやっているのだから、わからないわけですね。やっぱり何ととっても、あの矢白別の周辺で一番迷惑をこうむっているのはトライベツだと思うんですよ。ここらあたりの配慮をやっぱりもう少し考えてほしいと思います。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 松岡委員が言うとおりでございまして、平成9年当時のことについても、トライベツの酪農家は大変理解の上で今日を迎えておるわけでありまして。そういう意味において、矢白別演習場における影響度を考えれば、トライベツ地区への影響が大きいことは確実であります。そういう意味において、今日まで道路整備等においても重点的にやっております。もちろん酪農の振興もそうであります。今までもそういう気持ちを持ちながら、トライベツ地区の振興のため、農業の発展のためにやっておりますので、どうかこの点ご理解いただきたいと同時に、ただ農協が厚岸町の太田農協ではないと、釧路の太田農協ではないという中でいろいろな問題があるかと思いますが、私どもはトライベツを大事にしながら、農政の振興を図っているということをご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 休憩します。ちょっと話が平行線になっているようなので、休憩の中で少しやりとりしてください。

午後4時34分休憩

午後4時37分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

3目、他にありますか。

（なし）

●委員長（室崎委員） なければ進みます。

4目農道費、ありませんか。

（なし）

●委員長（室崎委員） 5目農地費。

16番。

- 竹田委員 5目の農地費の道営大別地区畑地帯総合整備事業について、この中でこの事業の取水施設、セタニウシから太田の3番の浄水場まで送水管によって新しい営農用水が完備されるという事業だと伺っています。当然この水は営農用水ですが、普通に人間も飲む水になっていくわけですね。

そこで、お聞きしたいんですが、今回のこの事業については、総体で7億数百万円かかるわけですが、厚岸町の負担については、結果的には一財の580万円だけでこの工事ができるということでお聞きしておりましたが、成分分析表もいただきました。すばらしい水が発見されたということでもありますけれども、この水のデータの中で出ていなかった水の軟度とか硬度というのがあるんですけれども、やわらかさかたさというのがあるんですけれども、それについて調査した結果が、もしわかれば教えていただきたいと思うんですが。

(「ちょっと時間くれる」の声あり)

- 委員長(室崎委員) 休憩します。

午後4時40分休憩

午後4時41分再開

- 委員長(室崎委員) 再開します。

水道課長。

- 水道課長(高根課長) すみません、ただいま質問がありました、平成16年にセタニウシの地区で井戸を掘った結果の水質検査の関係ですけれども、原水としましては、一応50項目をやっております。そのうち今質問がありました硬度の関係ですけれども、ナトリウムとかマンガンとか、そういうカルシウム関係が硬度の部分でございまして、その辺についてはやっております、基準値以内ということで、そういう結果が出ておまして、通常、厚岸町の原水といいますか、水道の場合につきましては、ほとんどやわらかい軟水といいますか、そういった水質となっております。

以上でございます。

- 委員長(室崎委員) 16番。

- 竹田委員 聞いた理由は、最近、軟質の水というのが、日本の平均値が大体数値にすると60だそうです。それで300以上を超えている硬水については、便秘の解消やダイエットにもつながるといって、それから妊産婦のカルシウムの補給剤としても用いられるというぐらゐの水については、非常に難しい部分があるということで調べさせていただきました。

逆に軟質の水がなぜおいしいのかという部分も調べさせていただきました。この数値が

何ぼというのを今聞いていないので、ちょっとわかりませんが、一般に言われるやわらかい水は、日本料理やご飯を炊いたりするときに非常においしく炊けるというふうにされています。逆に硬質な水でご飯を炊くと、ぱさぱさになって粘りがなくなるというふうにもされています。軟質のすばらしい水であれば、できるかできないかはわからないんですけれども、データのいくとすばらしい水なので、厚岸町の水としてペットボトル化して売ってはいかがなのかなというぐらいすばらしい水だというふうに伺っていますので、そういったこともひとつ考えてもらえないかなというふうに思いました。

それともう一つ、軟質、硬質という部分で、おふろ場の床が白く濁ったり、電気ポットの底が白く濁ったり、蛇口の水の周りが白く濁ったりという、そういう苦情が建築業界の中で最近出てきているんです。それはなぜ、そういう湯沸かし器、給湯器、ボイラー関係が早く傷むと。北海道で売っている暖房機と本州で売っている暖房機とは違うんですけれども、硬質の中で数値が200以上と言われているのは、沖縄地方だそうですけれども、沖縄地方の人間は昔から飲んでいるので、その地域になじんでいるということで、北海道の平均は60、沖縄は200ということで、石灰岩が多い地域なので、水が硬質になるというふうに言われているんですけれども、建築の方の業界の中では、硬質の水が出てくると、顔の周りが白くなったり、ボイラーの寿命が短いというふうにデータが出ていますので、そういった町民の声からも、じゃ厚岸町の水はいいと言っているんだけれども、どういう水なのというふうに聞かれたときに、最近いろいろな情報網が多くなっています。その中で心配されたのが、ボイラーに硬い水が入ってくると、ボイラーの寿命が短くなったりするので、そういう心配はないんですかという聞き方をされたケースが多々ありましたので、今回この質問をさせていただいたんですが、軟水だというのは、数字的にどのくらいなのかということ、それからペットボトル化して水の販売をしてはどうなのかということ。

もう一つ、3つ目なんですけれども、大事なのが、今回このすばらしい水が出たということで、塩素は当然1リットル当たり0.01ミリグラムを注入というか、水道法で決められている中で入れなければいけないということは聞いております。

ただ、水がすばらしいので、今回は今までのようにポリ塩化アルミニウムやアルカリ剤系のものとか、いろいろな3種類、4種類の薬剤として使われているものが、この水を上水に引っ張ることによって今回は使われなくなると。そうすると簡易水道事業に当たって、単年度の計画でどのくらいの経費が削減されるのか、おおよその目安でしかないと思うけれども、そういう算出はされているのかどうなのか、この3つについてちょっとお伺いしたいんですけれども。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） お答えいたしたいと思います。

まず1点目のペットボトル化といいますか、セタニウシでの水質がかなり良質でございまして、今現在、太田浄水場で取水している原水につきましては、ホマカイ川から取水しておりまして、それでホマカイ川につきましては、川はどうしても季節の変動とか雨が降ったりそういった部分で影響を受けまして、そういった部分でいわゆる薬品処理

をしております。凝集剤とかを入れまして、そういった部分を処理しまして、今、太田地区とか大別地区に給水をしているんですけども、このセタニウシ地区につきましては、質問者もおっしゃっていたようにかなり良質な水ということで、地下水を80メートルぐらいのところからくみ上げるといった水でありまして、かなり良質な水で、ここの浄水処理としましては、質問者がおっしゃっていたように、今やっている太田と違って薬品関係、いわゆる凝集剤、またろ過も要らないで、塩素滅菌のみといった処理で、かなりコストも安いのではないかと今考えております。

ペットボトル化につきましては、やはりコストの関係があつて、ちょっと難しいのかなということで今思っているんですけども、ただ町民の方に還元といいますか、おいしい水を、いわゆる水を考えた場合、配水池は今、太田の浄水場の裏といいますか、農協の土地を今考えておりまして、セキュリティの関係がありまして、そこにフェンスとかを巻くんですけども、その手前の方に蛇口を引っ張って、浄水場からのできたての水といいますか、そういった水を飲用する方法もどうなのかなということで、ある程度水のPRといいますか、そういった部分もちょっと検討してまいりたいということを考えております。

あと2点目ですけども、硬水の関係につきましては、通常100程度が硬水か軟水かの境でございまして、この水は50から60でございまして、したがって、軟水という範囲でございまして。

あと3点目でございますけれども、薬品がかからないから、かなり費用が安くなるのではないかとこの部分でございますけれども、実はこのセタニウシの水の供給といいますか、実は今年、セタニウシで取水施設、いわゆる送水ポンプ場と送水管ができるんですけども、ただ全部がまだまだ、平成23年までの計画でございまして、平成23年度には全部、太田と大別に給水されるんですけども、今年一部、大別に行っているところに接続することによって、今クロスしているんですけども、既設管と接続することによって、一部、大別地区とかが給水が可能とはなるんですけども、ただ費用につきましては、今年度まだ簡易水道事業には、予算としてはまだ反映はしておりません。ただ、概算では凝集剤がなくなることによって、ほかと比べて40万円から50万円ぐらい少なくなるのではないかと今予測しております。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 すみません、この40万円、50万円というのは月ですか、年間ですか。それをちょっと聞きたい。

それからもう一つ、ペットボトルの需要というのが、すごく今、日本で伸びている。先ほどもペットボトルの水だけを販売している会社もどんどん伸びてきて、買われている方も非常に多くなってきている、お茶とかジュースとかのペットボトルの需要が伸びてきたから、ごみも出てくるという問題で話をしたんですけども、要は水の需要というのが、物すごく日本の中でだんだん多くなってきている。その中で難しい部分というのは、たくさん問題があると思います。それがペットボトル化して水を販売することは、

実際できるのかできないのかは、もう少し研究してみた方がいいのではないかというふうに思いますので、その辺もよろしくをお願いします。

あと、さっき町民に還元というか、PRのために蛇口をひねれば水を持っていけるようなスタイルにしていきたいなというのは、ぜひやっていってもらいたいなと思います。健康の部分についても、水というものは欠かせない部分なので。

それから軟水が50から60というのは、軟水度でいけば最高の水というふうにされているので、最高に適している水だと。その水でご飯や和風だしなどをとったり、日本料理全般に物すごく適していると。また緑茶のお茶を沸かしたり、それからしょうちゅうの水割り、ウイスキーの水割りには最高の水というふうにされているそうです。一般的に使い道の多いこの水を、町民にもっともっとアピールしながら研究してもらいたいと思います。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） お答えいたしたいと思います。

まず、薬品費の関係でございますけれども、40万円から50万円と私申し上げましたのは年間でございます、それは凝集剤、いわゆるポリ塩化アルミニウム等の薬品費でございます。

あと、ペットボトル化の関係でございますけれども、これにつきましては、いわゆるロットといいますか、ある程度何千本とか1万本とか、そういった単位でなかったら、なかなかつくらないといいますか、そういった関係がございまして、なかなかペットボトル化は、やはり難しいのではないかなと思っております。

ただ、検討といいますか、試算的な部分は、いずれにしても今後の参考のために、ちょっと考えたいと思います。

あと最後に、できたての水、私が先ほど申し上げた関係ですけれども、これにつきましては、セキュリティーの関係があって、フェンスの中はちょっとどうしてもまずいんですけれども、中に蛇口が出たら、水が出しっ放しとかそういった部分がちょっと懸念されるんです。それで私ども考えたのは、通常のハンドルをひねるとかレバーを下げるのではなくて、あくまでもオートの自動水栓というやつがあるんですね。一定の量が出たらもう出ない、それで自動的に上がるとか、そういった部分も含めて、ちょっと検討しようということで今考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

本日はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） それでは、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

5目農地費から行います。

午後 4 時56分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 9 年 3 月 1 5 日

平成19年度各会計予算審査特別委員会

委員長